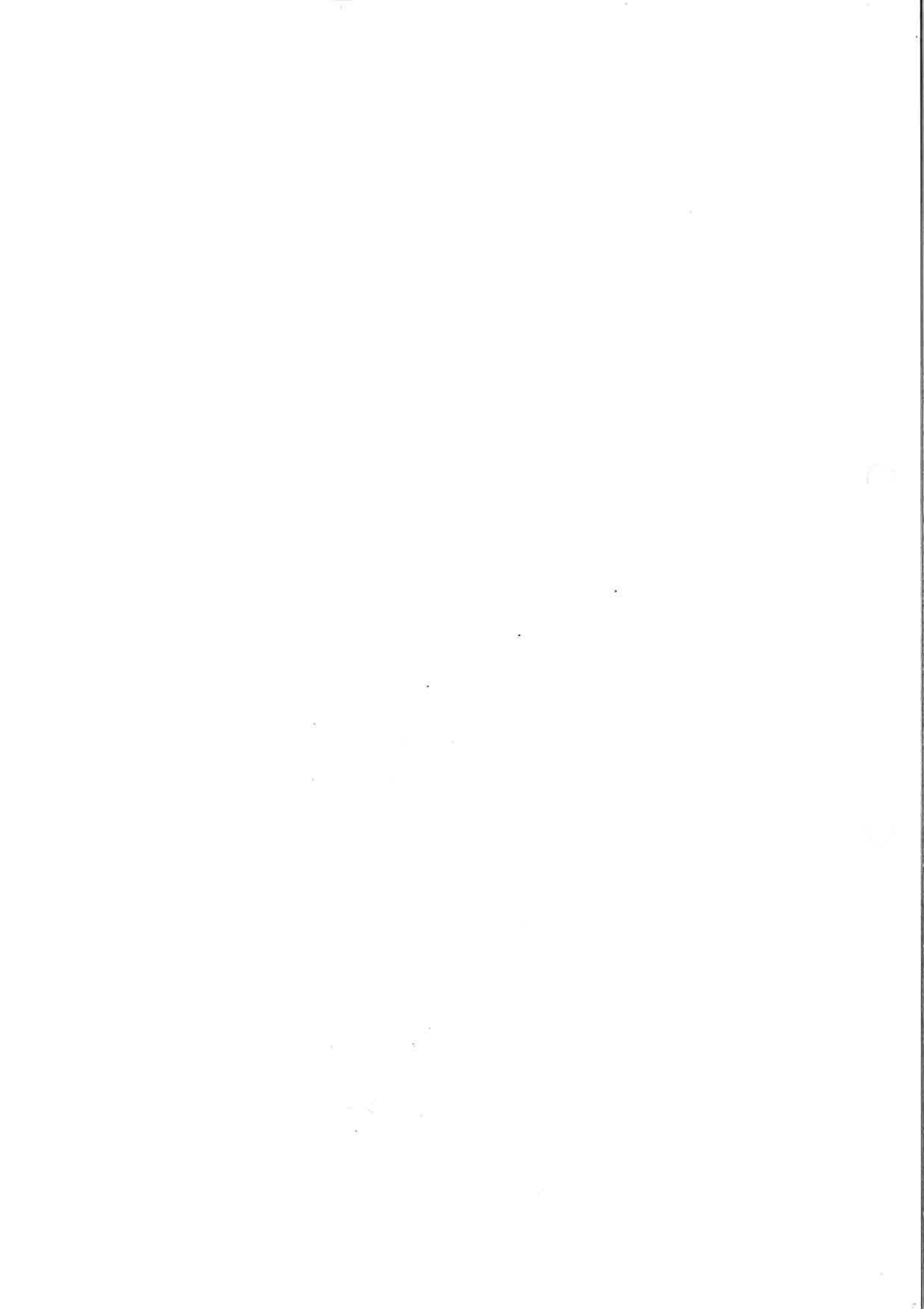


小諸市景観計画

浅間山麓の豊かな自然と歴史・文化が醸し出す^{かも}
「小諸の景観」を未来に！



小 諸 市



～ 目 次 ～

第1章	小諸市の景観	1-1
	1. 景観の現状	1-1
	2. これまでの取り組み	1-10
第2章	景観計画の位置づけ	2-1
	1. 景観計画を策定する背景	2-1
	2. 小諸市景観計画の目的と役割	2-1
	3. 景観計画の位置づけ	2-2
第3章	景観計画区域	3-1
	1. 景観計画区域	3-1
	2. 景観計画区域の地区分け	3-1
	3. 地区ごとの特徴	3-3
第4章	基本理念及び景観形成方針	4-1
	1. 小諸市の景観形成に向けた基本理念	4-1
	2. 役 割	4-2
	3. 地区ごとの景観形成方針	4-3
	4. 視点場からの景観形成方針	4-8
	5. 景観形成重点地区	4-9
第5章	景観形成のための行為の制限に関する事項	5-1
	1. 届出対象行為	5-1
	2. 景観形成基準	5-3
第6章	景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針	6-1
	1. 景観重要建造物の指定の方針	6-1
	2. 景観重要樹木の指定の方針	6-1
	3. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手順	6-2
第7章	良好な景観形成のために必要な事項	7-1
	1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲示する物件の設置に 関する行為の制限に関する事項	7-1
	2. 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準	7-1
	3. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	7-1
	4. 自然公園法の許可の基準	7-1
第8章	小諸の景観形成に向けて	8-1
	1. 景観形成のための取り組み体制	8-1
	2. 協働による景観形成の推進	8-1
	3. 総合的な制度の活用	8-3

第1章 小諸市の景観

1. 景観の現状

(1) 小諸市の概要

小諸市は、長野県の東部に位置する人口約45,000人の都市で、北に雄大な浅間山、南にはゆるやかに流れる千曲川を望む「坂の町」です。

遠くには八ヶ岳、北アルプス連峰を望み、近くには田園が広がり、そこに山麓の雑木林が織り成す豊かな自然環境に恵まれた地にあります。古くは人馬の往来が盛んな北国街道交通の要衝の宿場町として、また、近代には全国的に名を馳せた商業の町として活況を呈し、今もその商家の町並みが見受けられます。

また、周辺部の集落には、時代を乗り越えた神社・仏閣をはじめ、保存林や民家等が残り、地域景観を形成しています。

かつては、この四季を通じての美しい景観に、小諸城址の持つ歴史的な景観と高原的気候風土、そして信濃教育の伝統の中、小諸義塾を開いた木村熊二、島崎藤村、若山牧水、高浜虚子、幸田露伴などの多くの文化人が訪れ、あるいは生活し、数々の作品を残しています。そうした詩情的景観は、市民の誇りであり大きな財産となっています。

現在は、高速道路が走り、新しい時代と共に農地や山林が住宅や事業所用地に転用され、新しい景観形成の素材が確実に増えつつあります。

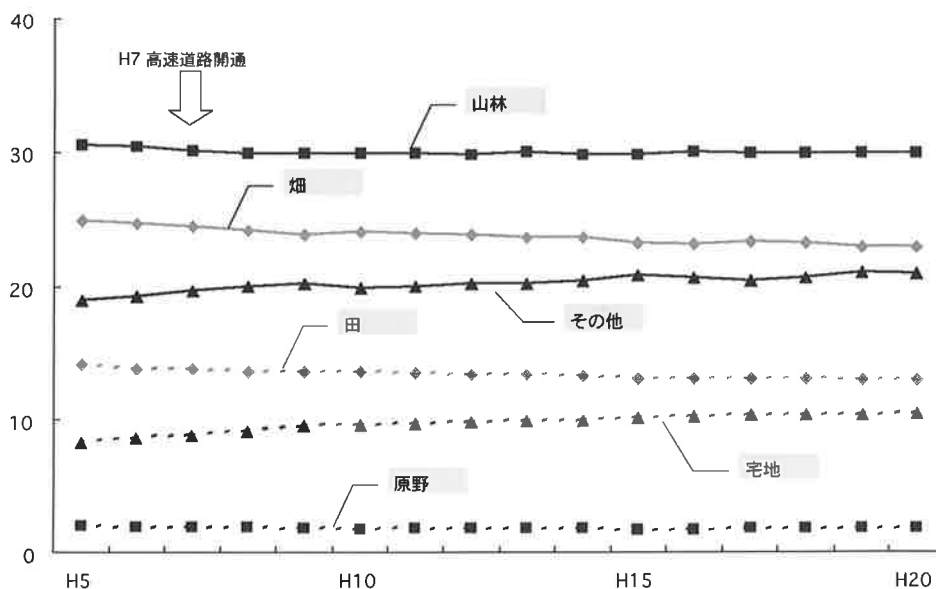
小諸市の地目別面積の変移

平成5年1月	宅地	田	畑	山林	原野	池沼	その他	合計
面積(km ²)	8.30	14.03	24.90	30.55	1.96	0.43	18.50	98.67
割合(%)	8.4	14.2	25.2	31.0	2.0	0.4	18.8	100.0

15年

平成20年1月	宅地	田	畑	山林	原野	池沼	その他	合計
面積(km ²)	10.40	12.88	22.84	29.89	1.75	0.43	20.47	98.66
割合(%)	10.5	13.1	23.2	30.3	1.8	0.4	20.8	100.1

2008年版小諸市の統計より



(2) 地 形

北東部に活火山浅間山（2,568m）や高峰山（2,092m）などの2,000m級の山並みは、南西方向の千曲川に向かって徐々に標高を下げ、浅間山からの軽石流が堆積した傾斜地には、特有な田切地形（浸食谷）が見られます。市街地は千曲川右岸の標高650～700m程度の平坦地上に形成されています。

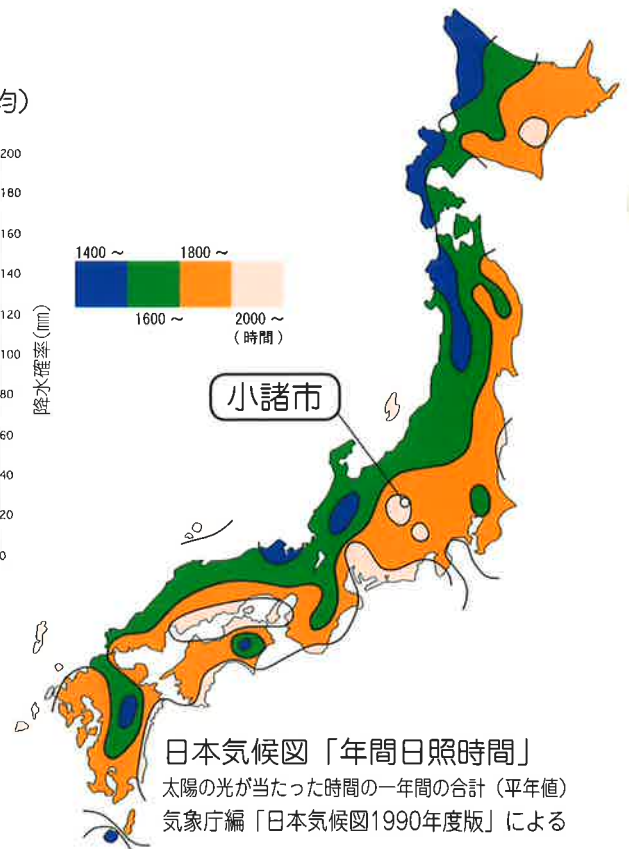
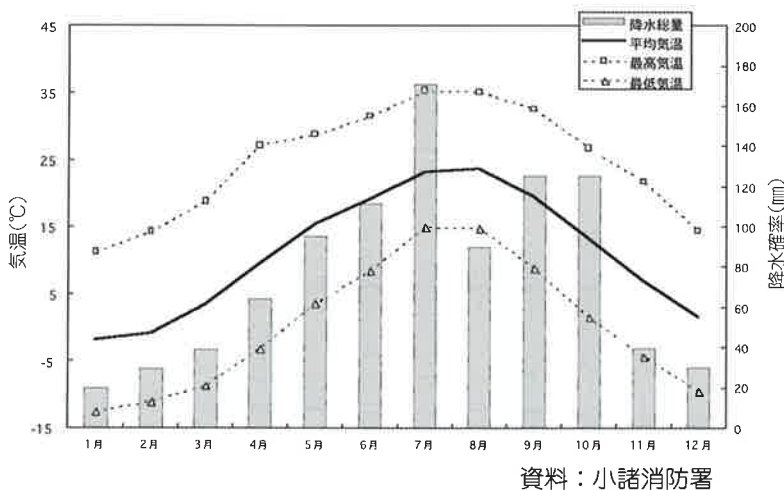


小諸市内を流れる河川は、千曲川を中心に、浅間山の中腹に源を発する湧玉川をはじめ繰矢川、蛇堀川、松井川、花川、深沢川などの支流が右岸から千曲川に流れ込んでおり、農業用水等に利用されています。一方、千曲川左岸の御牧ヶ原台地には水源となる川が少なく、土壌も保水力の弱い強粘質土が主体で湧水も少ないため、灌漑用の溜池が多く見られます。

(3) 気 象

小諸市は、標高が600m以上という高原地域であるとともに、佐久平の盆地地形であることから、山岳の気候と内陸的気候をあわせもった気候となっています。その特徴は、気温差が大きく（最高気温35℃前後、最低気温-12℃前後：過去5年平均）、年間降水量が1,000mm前後で、全国的にも降雨量の少ないことです。年間を通して快晴もしくは晴れの日割合は6割程度と高く農作物の成長には好影響を与えています。雪は冬型の気圧配置になると多くなりますが、北信地方で雪が降っている時でもこの地域では晴れて降雪を見ないことも多いです。

小諸市の気温及び降水量（平成16年～20年の5年間平均）



(4) 小諸の景観の特徴

小諸を代表する景観としては、市内の至る所より眺望できる浅間山や高台から見下ろす市街などの「眺望景観」、市街地周辺に広がる農地や緑豊かな浅間山麓、千曲川のうねりが造りだした丘陵地などから形成された「自然景観」、宿場町又は城下町の歴史に育まれたまち並みや、谷間や千曲川沿いに点在する昔ながらの集落等の「歴史的景観」など、それらに密接した人々の生活の場が小諸の景観をつくり出しています。

【眺望景観】

●小諸の至る所から眺望できる浅間山

小諸市の景観といえば、まず皆さんが頭に思い浮かべるのが、浅間山の景観でしょう。

浅間山を望む際には、足元に広がる田園や集落の屋根、千曲川の崖などの近くにある景観と一体となり雄大な景観となっています。



浅間サンライン中沢大橋からの浅間山



浅間サンライン菱平周辺からの浅間山



御影新田からの浅間山



鴫久保の愛宕山記念公園からの浅間山



古城一丁目からの浅間山



野岸の田園と浅間山

●高台からの小諸の街並み

小諸の市街は、千曲川に近い比較的低い位置にあるため、浅間山麓や御牧ヶ原台地といった高台から眼下に広く見渡すことができます。浅間山麓や飯綱山公園からは佐久平とあわせ夜景を楽しむこともできます。



車坂峠からの佐久平



飯綱山公園からの小諸の夜景

●遠方の山への眺望

浅間山麓に位置する小諸市は、標高差があるため、遠方の富士山や北アルプス、八ヶ岳等も眺望することができます。



飯綱山公園からの富士山
関東の富士見百景に選定(H17.11)



本町通りからの北アルプス



町屋館みはらし庭からの北アルプス

【自然景観】

●豊かな自然の残る浅間中腹

浅間山中腹には広大な森林が広がっています。そのほとんどが落葉樹で、春の若葉、秋の紅葉といった四季折々の姿を見せてくれます。



チェリーパークライン沿道の林



1000m林道沿道のカラマツ林

●浅間山麓や台地上に広がる田園風景

浅間山麓の斜面上に並んだ水田や畑は、棚田となって小諸の田園景観を特徴づけ、浅間サンライン沿いには高原野菜畑を取り囲むようにカラマツ林が広がっています。また、水の少ない御牧ヶ原の台地上には溜池が多く、千曲ビューライン周辺は北海道を連想するような広大な田園風景が広がります。



諸の集落と棚田



高原野菜畑とカラマツ林



御牧ヶ原の溜池と田園



千曲ビューライン

●千曲川周辺ののどかな田園景観

千曲川沿いの斜面には、島崎藤村の「千曲川のスケッチ」の原風景にあるような、のどかで懐かしい田園風景が残っています。



千曲川周辺の田園風景（新町下）



大杭橋周辺の田園風景

●ゆるやかに流れる千曲川

千曲川は、小諸市南西部を蛇行しながらゆるやかに流れ、両側は崖地形となり緑の縁に囲まれています。火山灰台地を川の流れが長い年月をかけて削った複雑な崖地形が独特の景観を創り出しています。



千曲川に掛かる吊り橋



宮沢金比羅神社より



懐古園の水の手展望台より



山浦の段丘崖

●並木や花のポイント

地域を象徴する様な並木や桜などの美しい花見ポイントが随所に見られます。



大久保橋の桜並木



マンズワインのケヤキ並木



松井地区のリンゴ畑



御牧ヶ原の菜の花畑



花見客で賑わう小諸城址



布引観音の桜

【歴史的景観】

●旧北国街道沿い、坂の町

小諸市の魅力の一つは、浅間山麓の斜面に位置しているため坂道の町になっている点です。ここからは遠方の山並みと歴史的まち並みを合わせて望むことができます。

旧北国街道沿いは明治、大正、昭和と全国的に名を馳せた商業の町として活況を呈し、今でも老舗の商店や酒蔵などの貴重な歴史的建造物が多く残っています。



虚子庵



与良館



本町通り



登録有形文化財 ほんまち町屋館



重要文化財 旧小諸本陣（問屋場）



平原集落

●谷間や千曲川段丘上に点在する昔ながらの集落

浅間山麓の谷間や千曲川の段丘上にはまとまりのある屋根の色をした昔ながらの集落があり、集落の中には石積みや伝統的農家の土蔵が残っています。きつい斜面に在る集落ほどその屋根並みと背景の浅間山等の山並みが一体となり特徴のある集落景観を見せています。



西浦集落の家並み



森山集落の風格ある土塀



宮沢集落と浅間山



後平集落と浅間山

●小諸のシンボル『小諸城址』

小諸城は、全国的にも珍しい城下町より低い穴城で天然の要塞となっており、深い空堀や苔むした野面積みの石垣が昔日を偲ばせています。また、文豪島崎藤村の千曲川旅情の歌「小諸なる古城のほとり」でも知られる信州の名園となっています。



重要文化財 小諸城 大手門



重要文化財 小諸城 三ノ門



小諸城址の苔むす石垣

2. これまでの取り組み

これまで小諸市では、平成8年に「小諸市景観形成基本計画」を策定し、その中で景観づくりの理念、景観形成方針を決め、様々な市民参加の創造的景観づくりを実施してきました。

スケッチ文化都市宣言

小諸市は、豊かな自然と歴史的環境に恵まれた詩情豊かな都市であり、多くの創作的活動を受け入れる環境とステージ（舞台）が整っております。市民のみならず小諸を訪れる多くの人に「スケッチ」の舞台として市民が誇りを持って提供することを目指し、平成11年3月に「スケッチ文化都市」を宣言しました。

住民協定

長野県景観条例第32条により、そこに住む人々が、どのようなまちにしたいか、自ら考え、目標を定め、地域独自の景観形成のための約束事を定めています。小諸市内では現在までに平原、本町、荒町、与良、大手、市町本陣裏町の6つの地区が景観形成住民協定を結んでいます。

花いっぱい運動

小諸市の市制40周年記念事業として平成6年に始まった事業で、国道18号や浅間サンライン沿道等に花壇を設け、主にサルビアやマリーゴールドなどを植栽し優れた沿道景観を形成しています。年々参加団体が増加し、平成22年度は87団体の皆さんの参加がありました。



街なみ環境整備事業

街なみ環境整備事業は、地区住民の発意と創意を尊重し、美しい街なみ空間の実現に向け、地区住民の皆さんと行政が共に力を合わせて、ゆとりとうるおいのあるまちづくりを進める事業です。

小諸市では、当事業推進のため組織された各まちづくり推進協議会やNPO等との協働により、平成11年度から20年度の10年間、歴史的街なみ景観に配慮した個人住宅の修景への助成、道路の美装化、集会施設や小公園の整備等を行ってきました。



第2章 景観計画の位置づけ

1. 景観計画を策定する背景

小諸市では、平成8年に小諸市景観形成基本計画を制定し、今日まで約13年にわたり、この基本計画に基づいて景観行政に取り組んできました。全国的には、約500余りの地方自治体が自主的に「景観条例」を定めて景観の整備・保全に努めてきました。しかし、景観を整備・保全するための国民共通の基本理念が確立されておらず、自主条例に基づく届出・勧告等による景観誘導には限界があり、各地で景観をめぐる紛争等が起きていました。また、地方公共団体の景観形成の自主的な取り組みに対し、国の税・財政上の支援は十分とは言えませんでした。

そこで、国は「良好な景観は国民の共通資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備・保全が図られなければならない」といった基本理念を掲げ、国と地方自治体、事業者、住民の責務を記し、景観形成のための法精神を示した「景観法」（平成16年6月法律第110号）を策定し、関連予算や税制の充実が図られることとなりました。

景観法には、都市部だけではなく農山漁村をも対象として、それぞれの地域が独自に景観形成をできるような項目が盛り込まれています。こうしたことから、市町村は同法を基にして地域の特徴に合わせた景観計画をつくり、建物の新築や工作物の設置などを届け出にして、計画上の制限に合わないものに対しては変更を勧告・命令できるようになりました。

〈景観法の理念〉

- 良好な景観は、現在及び将来における国民共有の資産として整備及び保全が図られなくてはならない
- 景観形成には、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和が不可欠である
- 景観形成は、地域の個性を伸ばすよう多用な形成を図られなくてはならない
- 景観形成には、観光や地域の活性化に資するように地方公共団体、事業者、住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない
- 景観形成は、良好な景観の保全のみならず、新たな創出も含むものである

参考：「景観法の概要」（国土交通省）

2. 小諸市景観計画の目的と役割

『小諸市景観計画』は、社会情勢の変化、景観法の制定などを踏まえ、従来の取り組みを充実・強化しながら、小諸市独自の良好な景観を形成・保全し、後世に残しておくことを目的として策定します。

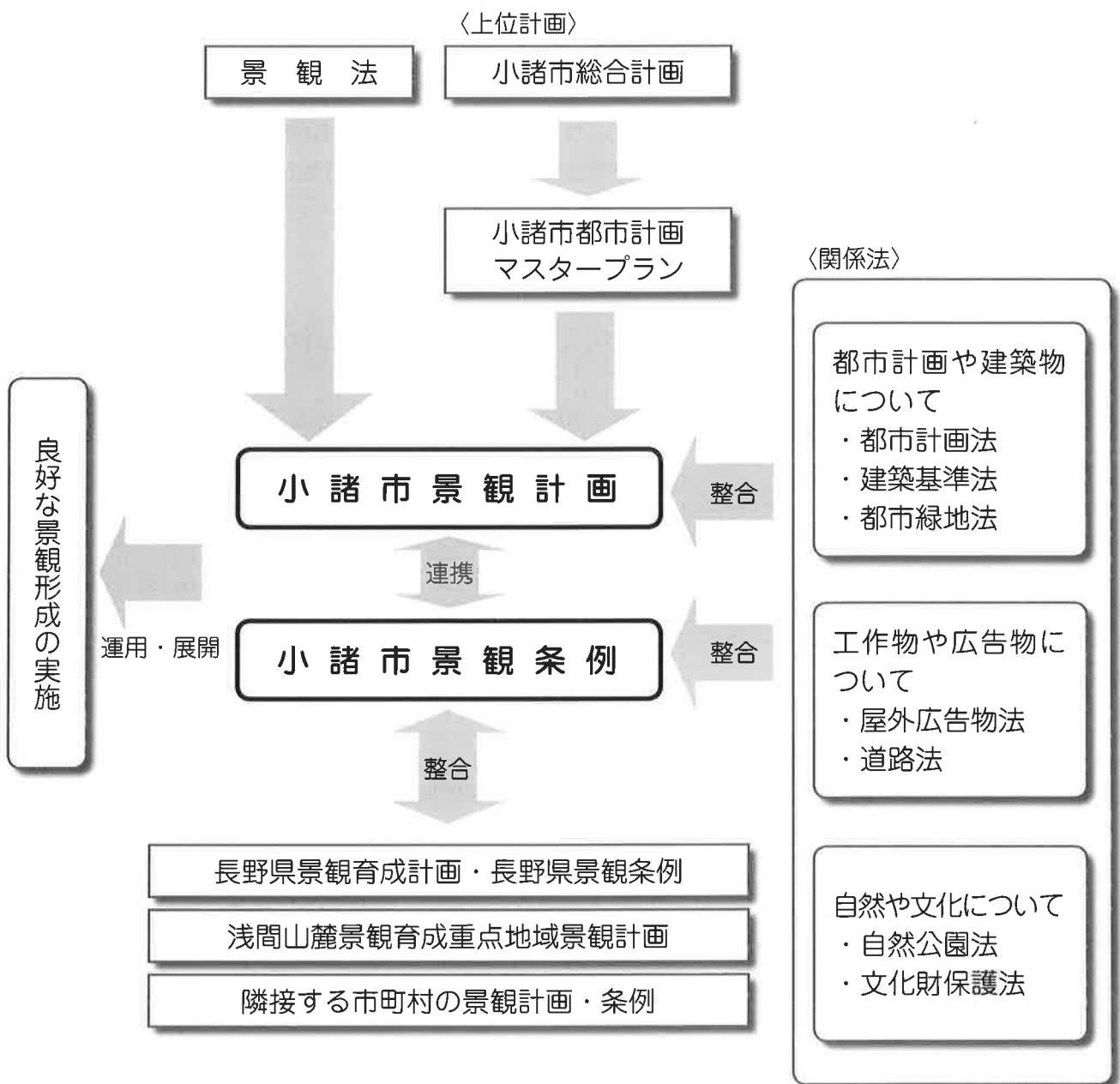
景観計画は、区域を定め、景観形成に関する考え方を示し、建築物や工作物の新築などの一定の行為に対して、景観形成上の基準を設けることにより、市民・事業者・行政等の連携を促す共通の指針として、景観からのまちづくりを推進する役割を果たすものです。

3. 景観計画の位置づけ

本計画は、小諸市の基本的な方針を定めている「小諸市総合計画第4次基本構想」にのっとり、小諸市の歴史・文化・自然をより豊かなものとしていくための小諸市独自の景観計画です。

景観計画の運用は、景観条例のなかで細かく規定され、景観計画を効率的かつ実効性を高めて活用するには、景観条例に定められた、様々な枠組みを活用することが重要となります。

また、景観計画は、一度策定して終わりというものではなく、今後、景観形成に必要な施策等を継続的に検討していきながら、社会情勢の変化や地域の特性変化に対応した、「成長する景観計画」として適宜追加・更新していき、景観計画の策定又は変更にあたっては、説明会の開催、縦覧その他の方法により情報を開示し、情報の共有化を図ります。



第3章 景観計画区域（法律第8条第2項1号関係）

1. 景観計画区域

本景観計画は、以下の理由から小諸市全域を景観計画区域とします。

〈景観計画区域の決定理由〉

- 市民・事業者・市の一体的な取り組みにより、小諸らしい景観づくりを進める上での「景観形成マスタープラン」であるため
- 市全域に広がる豊かな資源を後世に引き継いでいくため
- 坂の町小諸ならではの市内全域から眺望できる浅間山を有しているため

2. 景観計画区域の地区分け

本計画では、小諸市の景観の特性から市域を5つに区分し、景観形成の考え方を示します。

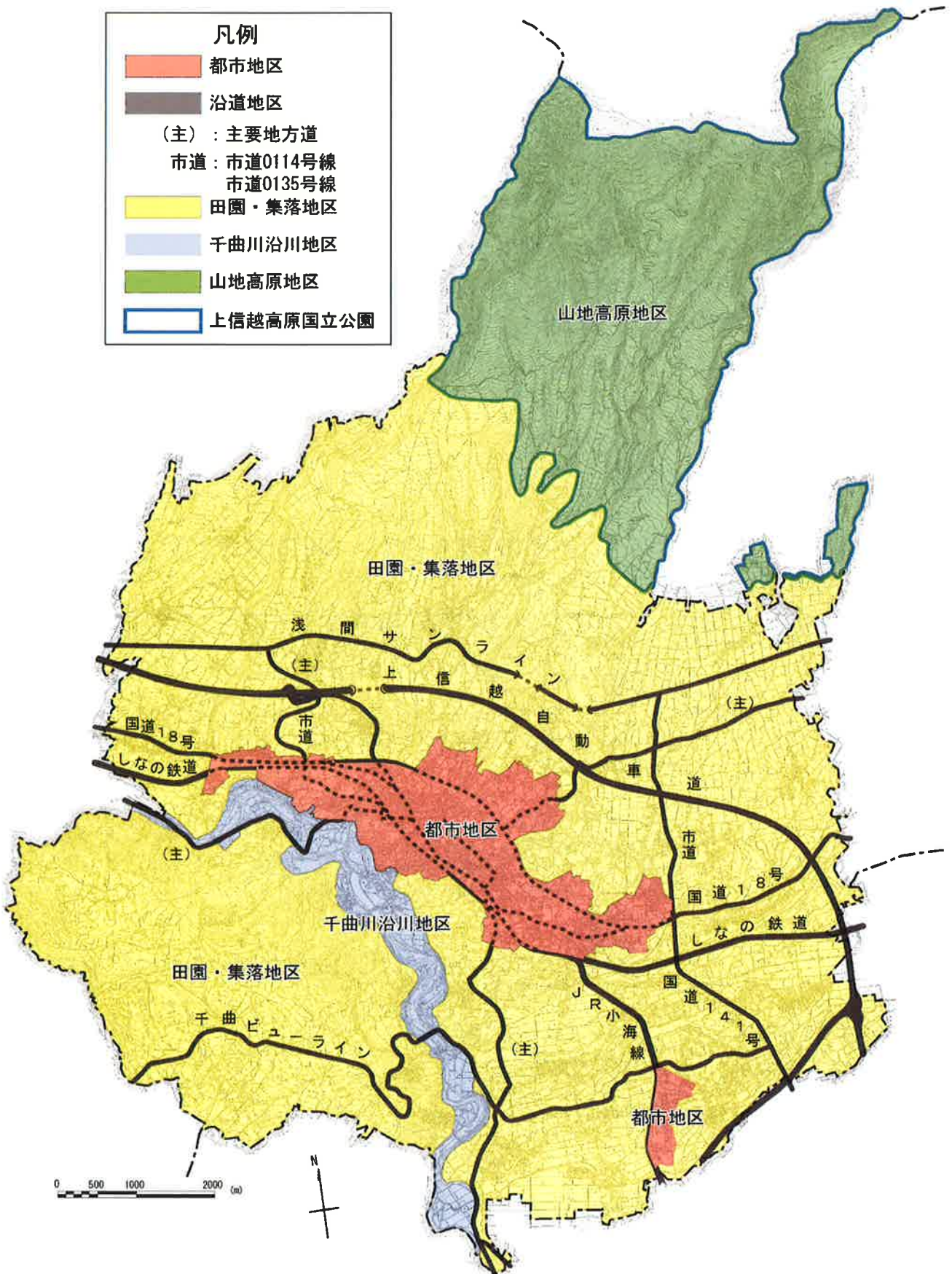
（次項の景観計画区域の地区分け図参照）

地区名	地区区分
①都市地区	都市計画法（S.43法律第100号）第8条第1項1号の規定による用途地域の地区
②沿道地区	以下の道路・線路及び両側30m以内の地区 ・高速自動車国道 ・一般国道 ・主要地方道 ・広域営農団地農道 ・市道0135号線（小諸インターアクセス道路） ・市道0114号線（グリーンロード） ・しなの鉄道 ・JR小海線 ただし都市地区と重複した部分については都市地区、他の地区と重複した部分については沿道地区とする。
③田園・集落地区	①、②、④、⑤の地区を除く地区
④千曲川沿川地区	千曲川及び千曲川の沿川地区
⑤山地高原地区	上信越高原国立公園の地区

※上信越高原国立公園内についての取り扱いについて

本景観計画では小諸市全域を対象とし、国立公園内が景観計画区域と重複します。国立公園内の届出対象行為、景観形成基準については、自然公園法の規定と景観形成基準の規定を併用し規制していくものとします。

景観計画区域の地区分け図



3. 地区ごとの特徴

区分けした5つの区分ごとに、景観の特性を以下に示します。

①都市地区

上信越自動車道と千曲川に挟まれた斜面に位置し、小諸市のシンボルである小諸城址をはじめ、旧北国街道には宿場町の歴史に育まれた歴史・文化資源が集積しています。宿場町の雰囲気を持つ歴史的景観を形成しているものの、全体的には近代的な住宅や商店が建ち並んでいます。

小諸の玄関口となっている小諸駅周辺は、小諸市の中心商業地として賑わってききましたが、近年は賑わいを喪失しつつあります。現在は、景観形成に向けた取り組みとして、電線地中化やアーケードの撤去など駅舎を含め周辺の整備が計画されており、新たな街の顔として生まれ変わろうとしています。

工業地は、国道沿い、主要な県道沿いに幾つかあります。



②沿道地区

小諸市内の主な道路・鉄道には、国道18号、国道141号、上信越自動車道、浅間サンライン、千曲ビューライン、しなの鉄道、JR小海線があります。

国道18号、141号は、小諸市の交通の中心となっており、その沿道には屋外広告物が並んでいます。国道141号は、今後の4車線化に伴い沿道の開発が進むことが予想されます。

浅間サンライン、上信越自動車道沿道は、山林や畑、棚田が中心となっており、浅間山や市街地が眺望できる箇所が多くあります。

御牧ヶ原台地から国道141号を結ぶ千曲ビューラインは、水田と溜池、浅間山麓や八ヶ岳を望む御牧ヶ原台地、千曲川を渡る小諸大橋、畑地から住宅地へと沿道の景観が変化します。

しなの鉄道沿線、小海線沿線には、牧歌的風景が広がり、車窓から田園越しに浅間山を望むことができますが、高層建造物により眺望景観が阻害されているところも見受けられます。



③ 田園・集落地区

小諸市の田園景観は、大きく分けると浅間山麓に広がる高原野菜畑、坂の町ならではの斜面に作られた棚田、御牧ヶ原の台地に広がる畑地と無数の溜池、御影新田の水田などがあります。それらは広大な農地と点在する集落、背景の山々と織り成す田園景観となっており、四季折々の表情をもった景観となっています。

農村地域については、農地の荒廃が進んでおり、今後農業後継者の不足による耕作放棄地の増加が懸念されています。

浅間山麓や千曲川沿いには、集落が点在し、古い集落は緑を背景に瓦屋根の家並みが連続しています。集落には石積みと伝統的農家が多く残っています。

住宅地は、集落の外郭に接して広がったもの、住宅団地の造成による新興住宅地等、多岐にわたっています。一部の住宅地では、生垣や植栽などに手入れが行き届き、落ち着いた雰囲気醸し出しています。



④ 千曲川沿川地区

小諸市南部から西部にかけて緩やかに流れる千曲川沿いには、特徴ある河岸段丘や田畑、古くからの集落が広がっています。夏の風物詩である灯籠流しや川下りといったイベントが行われるほか、小諸城址や小諸大橋、宮沢金比羅といった千曲川を望む眺望点も数多くあります。古くは万葉集で歌われ、近代には島崎藤村の「千曲川のスケッチ」など多くの文学作品に登場し人々を魅了しています。



⑤ 山地高原地区

標高約2,500mの浅間山の南西斜面です。上信越高原国立公園の浅間地区であり、群馬県と長野県の県境にある自然豊かな地域です。

市内最高地点となる黒斑山や高峰山の山頂付近には、カラマツ林や高山植物が広がっています。標高2,000mと日本有数の高所にある高峰温泉や1,000m林道付近の菱野温泉、また山深くにある浅間山荘キャンプ場などがあり周辺の自然環境を生かした交流レクリエーション地域が展開しています。



第4章 基本理念及び景観形成方針（法律第8条第2項2号関係）

1. 小諸市の景観形成に向けた基本理念

小諸市が持つ「眺望景観」「自然景観」「歴史的景観」などの魅力あふれる景観は、人々の生活とともに、地域の歴史・伝統文化や自然環境により育まれた「小諸市の財産」であり、これらの環境を守りながら、より良い形で後世に伝えていくことは、非常に重要な意味を持つものです。

「小諸市総合計画」の「個性とうるおいのある都市環境・景観の創出」の土地利用の基本方針のもと、美しい景観形成に対する市民の意識の高揚と醸成を図りつつ、坂の町ならではの素晴らしい眺望、田園を中心とした自然環境、歴史的なまち並み等を守り、小諸らしい個性ある景観形成を推進していきます。

そこで、浅間山麓の豊かな自然と歴史や文化を活かして、市民、事業者、市の協働により、小諸市民が誇りを感じる景観を創り、次世代へ継承するとともに、来訪者に対しても親しみと憩いを共感させる景観を育むことを目指し、基本理念を以下の通りとします。

〈基本理念〉

浅間山麓の豊かな自然と歴史・文化がかも醸し出す

「小諸の景観」を未来に！

2. 役割

良好な景観形成を推進するためには、基本理念のもと、市民・NPO等団体・事業者・市が景観形成に向けて共通の認識を持ち、お互いの役割と関わりを十分に理解し合い、信頼関係を築き、参加・協働により主体的かつ継続的に取り組みを進めることが必要です。

(1) 市民の役割

- 自ら良好な景観形成の主体であることを認識し、身近な景観形成について自らできることを実践する。
- 市が実施する良好な景観形成に関する施策に協力する。

(2) NPO・ボランティア団体等の役割

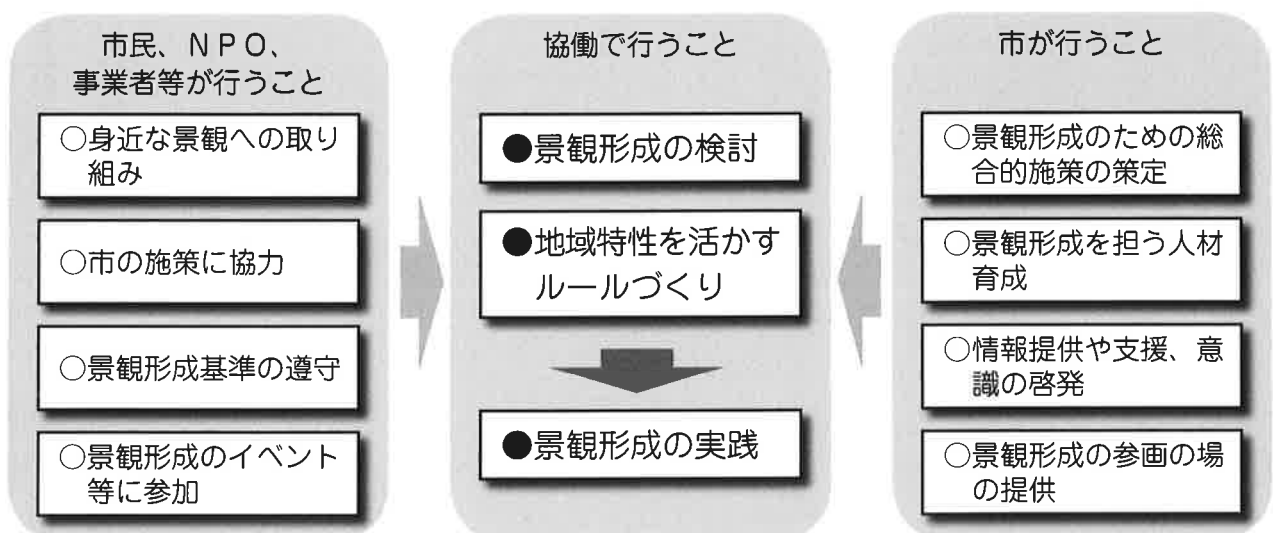
- 各団体の持つ使命のもとに専門性、先駆性、機動性を活かし、地域住民の意思を尊重した良好な景観形成を実践する。
- 市が実施する良好な景観形成に関する施策に協力する。

(3) 事業者の役割

- 事業活動の際は、地域の景観に与える影響を認識し配慮しつつ、良好な景観形成に自ら努める。
- 事業活動の際は、地域住民が行う景観形成に関する活動を尊重するものとする。
- 市が実施する良好な景観形成に関する施策に協力する。

(4) 市の役割

- 良好な景観形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを実施する。
- 施策の策定及び実施にあたっては、市民や事業者などの意見が反映されるように努める。
- 景観に配慮した公共事業を推進し、良好な景観形成を先導する。
- 情報提供や支援、意識の啓発を図り、良好な景観形成を担う人材を育成していく。



3. 地区ごとの景観形成方針

○都市地区

課題

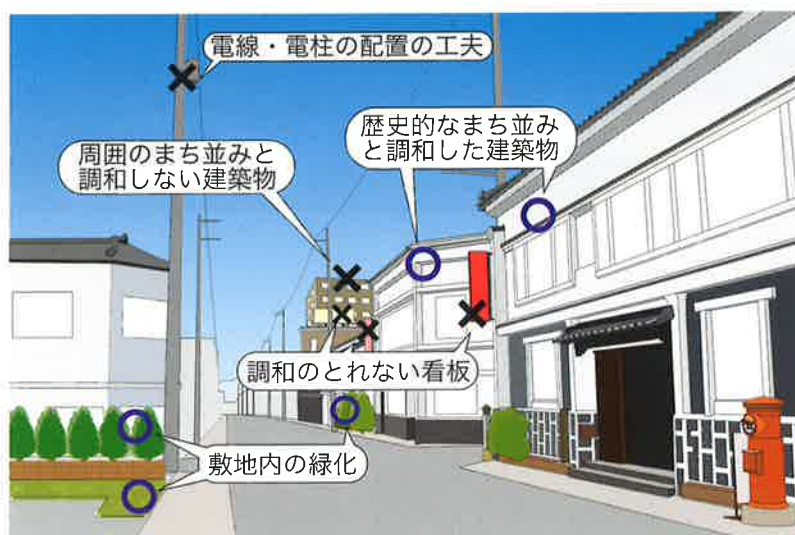
- 市街地の沿道では、空き店舗となった大型店舗が目立ちはじめ、派手な色彩の店舗や大型の看板も増えています。
- 景観を活かしたまちづくりとしては、坂の町が魅力の一つとなっていますが、休憩所が少なく、まち歩きがしづらくなっています。
- 駅前や商店街には、調和の取れない看板や空き店舗があり、パラペットで囲われた壁や金属板で囲われた駐車場なども景観を損ねています。
- 建物が無くなり空き地や駐車場等となり、まちの連続性が失われている所も見受けられます。
- 古い工業団地では、植栽が少なく、景観に配慮したものは比較的少ないといえます。

目標

調和のとれた賑わいのある都市景観をつくり、小諸市の魅力を高める

景観形成方針

- ・ 建物を計画する際には、浅間山への眺望を阻害しないように建物の高さ等に配慮していく
- ・ まち並みとしての連続性を確保し、建築物等は周辺のまち並みと調和したものとする
- ・ ゆとりのある歩行空間、緑の空間を確保し、潤いがあり、歩いて楽しめる空間形成を図る
- ・ 既存木を保全し、適正に管理し、敷地内や塀・擁壁等には緑を取り入れ、修景をすすめる
- ・ 歴史的建造物を保全、活用し、それらを結ぶ回遊性を持ったルートを確立する



○沿道地区

課 題

- 道路沿いの雑草やごみ、管理されていない資材の集積が景観を阻害しています。
- 高い建物が建築されることにより、遠方の山並み景観が阻害されてしまいます。
- 大型店舗の出店が進み、派手な色彩の店舗や大型の看板も増えています。

目 標

山並みやまち並み、田園風景の眺望を守り、立ち止まって見たくなる
沿道景観を育てる

景観形成方針

- ・建物を計画する際には、浅間山や周辺の田園景観、小諸市街への眺望を阻害しないように建物の高さ等に配慮していく
- ・建物を計画する際には、自然環境と調和したものとし、周辺への圧迫感を与えないようにする
- ・市民協働の沿道美化により良好な沿道景観の形成に努める
- ・屋外広告物は周囲と調和したものとする



○田園・集落地区

課 題

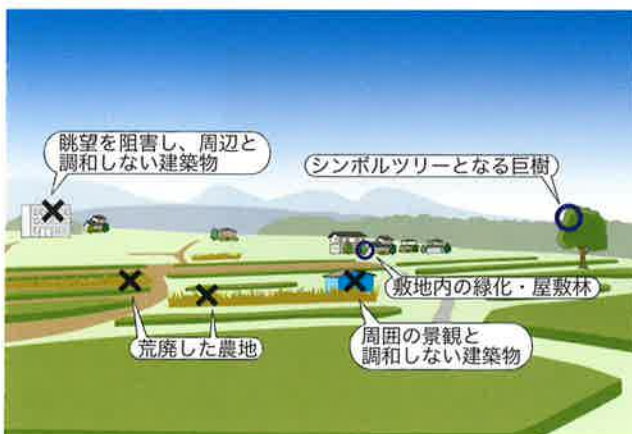
- 耕作放棄地の増加により、農地の荒廃が進んでいるところがあります。
- 集落には、石積みと伝統的農家が多く残っていますが、集落の外郭に広がった新たな住宅地には、個性的ではあるものの全体的に統一感がなく、既存集落の家並みと調和しないものが見受けられます。
- 集落景観と調和していないガードレール、街路灯等が見受けられます。
- 今後、新たに住宅が増加していくことが想定され、周辺景観との調和、背景となる浅間山や八ヶ岳などの借景に配慮する必要があります。

目 標

自然と融和した農業・住まい方を進め、
田園景観並びに落ち着いた住環境を守り育てる

景観形成方針

- ・ 建築、開発の際は、背景となる山並みを阻害せず、周辺の田園、集落との調和に配慮する
- ・ 地域の景観を特徴づける伝統的な家並みや自然石積みの外構等が残る集落景観の保全を図る
- ・ 集落毎の積極的な住民協定締結を支援していく
- ・ 耕作放棄地の活用や解消に向けた取り組みを検討する
- ・ 棚田景観の活用方法や維持に向けた取り組みを検討する
- ・ 敷地内や塀、擁壁等には、緑を取り入れ修景を進める
- ・ 台地上や山麓斜面を利用した耕作地の景観を保全する



○千曲川沿川地区

課 題

- 島崎藤村の「千曲川のスケッチ」にある原風景を残すためには、千曲川周辺の田園の保全が重要です。
- 川沿いの自然景観にそぐわない鮮やかな色の建築物や看板が見受けられます。
- 農地の荒廃やアレチウリ等の外来種の繁茂により河川景観が阻害されています。
- 河川敷へのごみの不法投棄が見受けられます。

目 標

「千曲川のスケッチ」にある原風景を残し、
潤いと癒しの河川景観を守り育てる

景観形成方針

- ・ 建築、開発の際は、背景となる山並みを阻害せず、周辺の田園、集落との調和に配慮する
- ・ 川沿いの緑地を保全するとともに、環境美化に努め、美しい河川景観を保全する



○山地高原地区

課 題

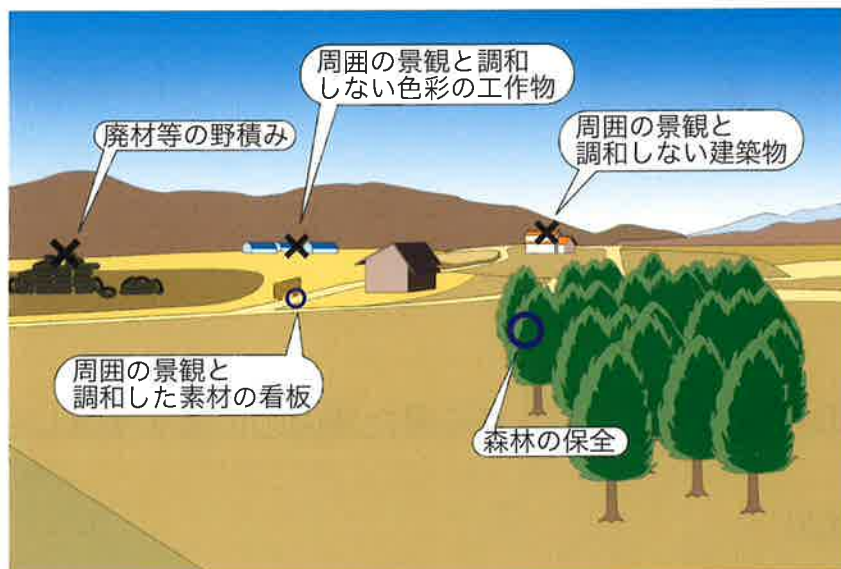
- 古くから多くの登山者や観光客が訪れる重要な観光資源となっていますが、管理不足の看板、無許可の看板などが見受けられ素晴らしい自然景観を阻害しています。
- 一部で人の手が入らなくなり、荒れはじめた森林が見受けられます。

目 標

他の地区からの眺望に留意し景観の変貌を抑え、
自然環境を活かし、景観価値を高める

景観形成方針

- ・ 高峰高原や黒斑山周辺などの原生的な山岳自然景観は、これまで通りの自然公園法の規定と本計画の景観形成基準を併用し、景観の保全を推進する
- ・ 木竹の伐採は、最小限に抑え、樹木、地形、水系を保全し、自生の植物種による緑化を図る
- ・ 建築物等は、周辺の自然環境に調和したものとし、背景となる山並み眺望を阻害しないよう配慮する



4. 視点場からの景観形成方針

地区別景観形成方針とは別に、ここでは小諸市民にとって最も重要な景観資源といえる「浅間山」への眺望（視点場）の景観形成方針を定めます。

浅間山は、市内の至るところから眺めることができますが、当計画では「飯綱山公園及び御影新田からの浅間山」の眺望を、特に将来にわたり引き継がなくてはならない「小諸市の財産」と考えます。

（選定の理由：両視点場ともに景観アンケートで上位に選ばれており、小諸眺望百選にも選ばれている。目前に広がる田園風景の背景に浅間山がそびえており、視界を遮る物がほとんど無い。）



飯綱山公園から見た浅間山



御影新田から見た浅間山



目 標

小諸市の財産 飯綱山公園 御影新田 から見た浅間山の姿を未来に引き継ぐ

景観形成方針

- ・眺望を阻害する周辺の樹木・雑草を管理する
- ・眺望を阻害する高さの建築物・工作物は建てない
- ・山肌の緑や紅葉より目立つような色の使用を避ける
- ・視点場の整備を行なうとともに、広く周知を図る
- ・電線類が視界を横切らないよう配置を検討する

5. 景観形成重点地区

(1) 景観形成重点地区の選定方針

景観計画区域のうち、次の項目に該当する地区については、「景観形成重点地区」として位置づけます。

この地区は住民の皆さん等との協議のうえ、小諸市景観計画との整合を図りながら、地域性を活かすための届出対象行為、景観形成基準などを定め、地区の景観資源や個性を活かした景観形成に取り組むこととします。

〈指定方針〉

- 優れた眺望景観を有する地区
- 歴史的特徴のある景観を有する地区
- 自然と調和した景観を有する地区
- 主要な幹線道路、河川等に沿って特徴のある景観を有する地区
- 上記の他、市が景観形成上必要と認める地区

(2) 本計画策定時の重点地区

本計画策定時には、下記の地区を「景観形成重点地区」として指定します。

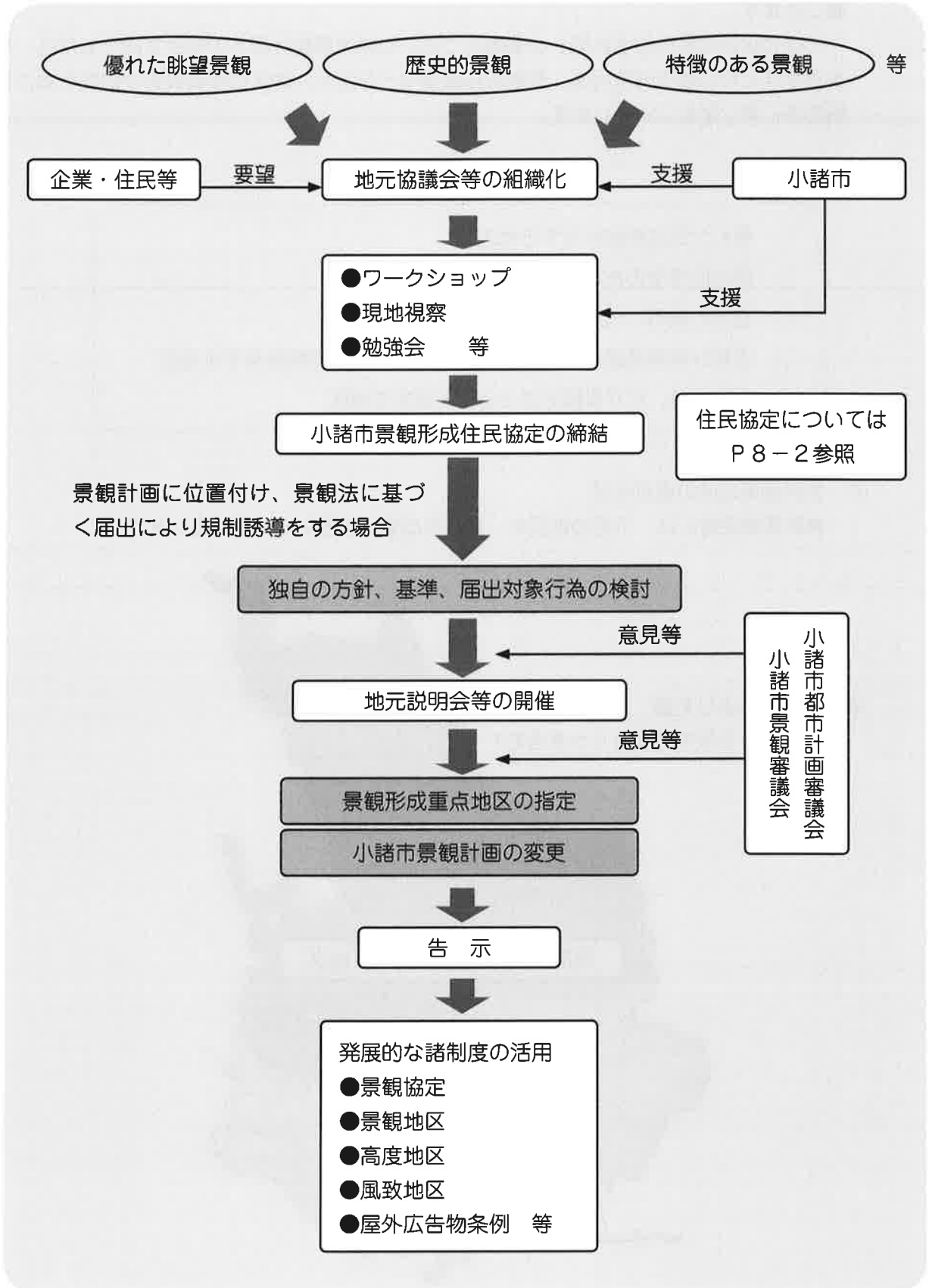
※国道18号より北側
(国道18号の南側30mを含む)



(3) 今後の重点地区の指定

重点地区の指定は、次に示す手順によって指定することを基本とします。

〈重点地区指定の基本フロー〉



(4) 景観形成重点地区の特徴、課題及び景観形成方針

① 浅間山麓景観形成重点地区

特 徴

- これまで長野県景観育成計画の「浅間山麓景観育成重点地域」に指定されていた地区であり、浅間山麓の裾野に広がる樹林などの自然景観に恵まれています。
- 上信越自動車道や浅間サンラインが東西に横断しており、そこからの浅間山や市街地への眺望は多くの人に親しまれています。
- 浅間山の傾斜地に分布する水田や畑は、棚田の装いを呈しており特徴的な田園景観を形成しています。
- 古くからの集落では、黒い屋根瓦が田園風景に溶け込み落ち着いた佇まいを見せています。



中沢大橋からの浅間山



諸の集落と棚田



飯綱山公園からの夜景

課 題

- 上信越自動車道の整備により、人口の増加や様々な開発動向が顕著であり、今後の景観の変貌が予想されています。
- 沿道には、規模・意匠等が様々な商業施設や派手な色彩の屋外広告物が点在し、一部では統一感のない景観が見受けられます。
- 沿道の管理の行き届かない雑草、雑木は車窓からの眺望景観の阻害要因となっています。

景観形成方針

- ・建築物や屋外広告物等は、浅間山や小諸市街への眺望を阻害しないようにし、周辺の自然環境と調和したものとします。
- ・良好な自然景観は、できる限り残し、小諸市の景観の象徴となるように活用していきます。

※当地区内で、さらにきめ細かいルール（制限の上乗せ）が必要な箇所は、住民の皆様と協議の上、新たな重点地区として指定します。

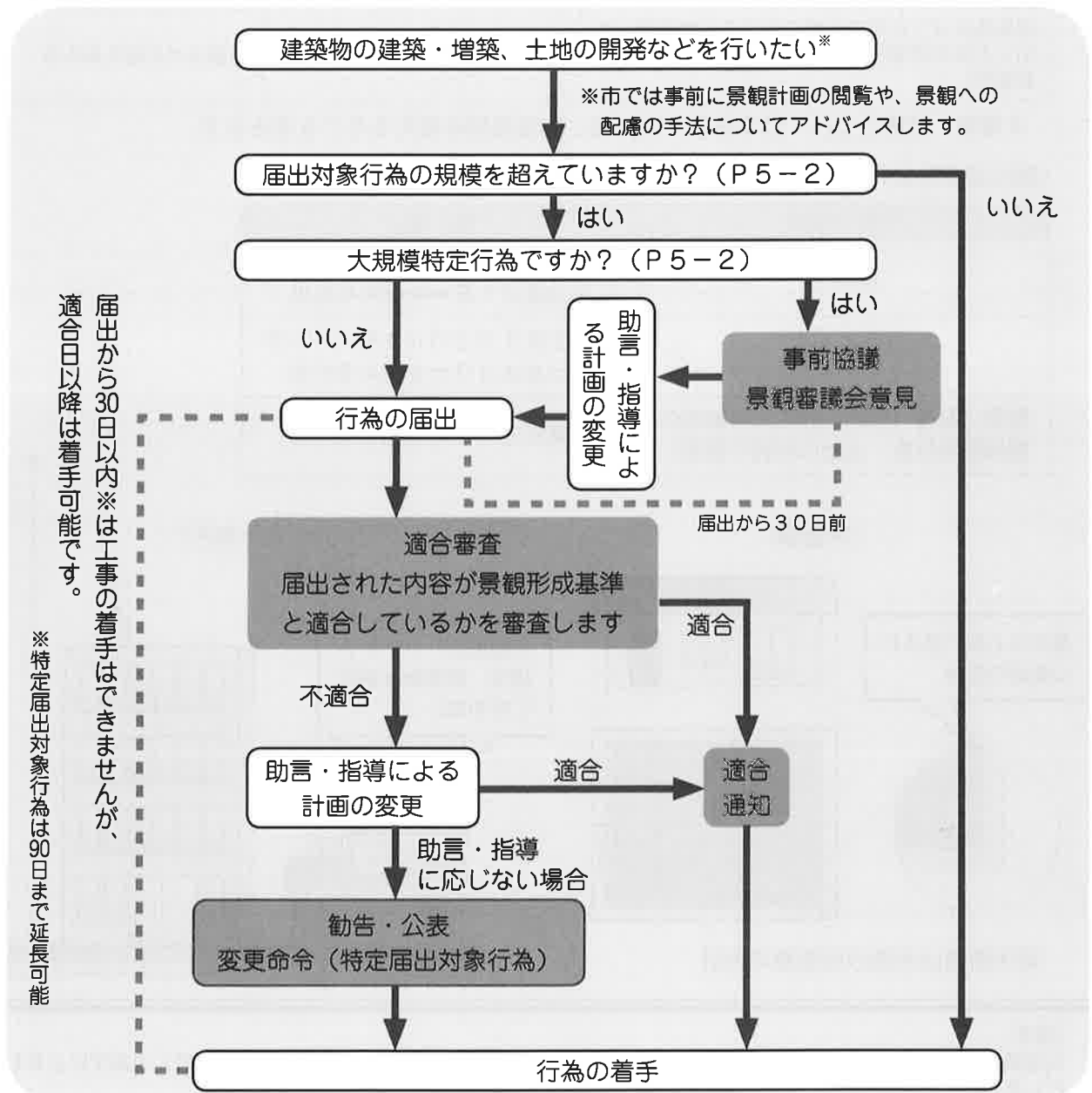
第5章 景観形成のための行為の制限に関する事項（法律第8条第2項3号関係）

1. 届出対象行為

景観計画区域内において、開発や建設などの行為のうち、景観への影響が大きい大規模行為については、景観法に基づいて届出が必要となります。また、景観形成の先導的役割を担う重点地区については、より小規模な行為まで届出対象行為とします。

なお、景観法第16条第1項第1号及び2号のうち建築物及び工作物の形態意匠・色彩の変更に係る行為については、法第17条第1項に基づき変更命令の対象となります。その他の行為については、法第16条第3項の規定により設計の変更その他の必要な処置をとることを勧告することにより誘導されることとなります。

〈行為の届出フロー〉



〈届出対象行為〉

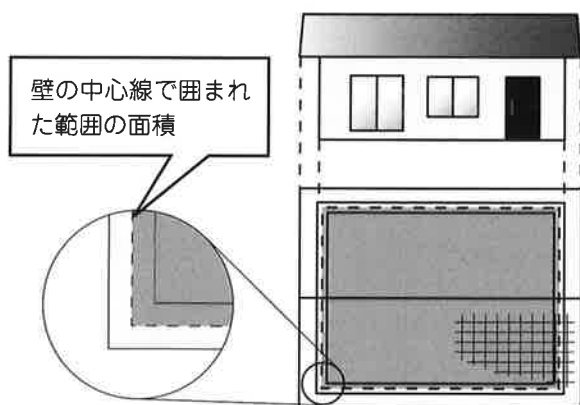
行為の種類		規 模	
		一般地区	景観形成重点地区
建築物	新築、増築、改築又は移転	延床面積500㎡を超えるもの 高さ13mを超えるもの	延床面積20㎡を超えるもの 高さ13mを超えるもの
	外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更に係わる面積が400㎡を超えるもの	変更に係わる面積が25㎡を超えるもの
工作物	新築、増築、改築又は移転、外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類	築造面積1,000㎡を超えるもの 高さ13mを超えるもの
		電気供給・通信施設等	高さ18mを超えるもの
	その他	高さ13mを超えるもの	築造面積20㎡を超えるもの 高さ13mを超えるもの
	土石の採取又は鉱物の掘採 開発行為・土地の形質の変更	面積3,000㎡を超えるもの 生じる法面・擁壁の高さ3m かつ長さ30mを超えるもの	面積300㎡を超えるもの 生じる法面・擁壁の高さ 1.5mを超えるもの
屋外における物件の堆積		面積1,000㎡を超えるもの	面積100㎡を超えるもの
		堆積の高さ3mを超えるもの	堆積の高さ3mを超えるもの
建築物又は工作物の外観における公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠(特定外観意匠)		面積25㎡を超えるもの	面積3㎡を超えるもの

※増築・改築については増築後、改築後に当該規模を超えるものを含まず。

〈届大規模特定行為〉

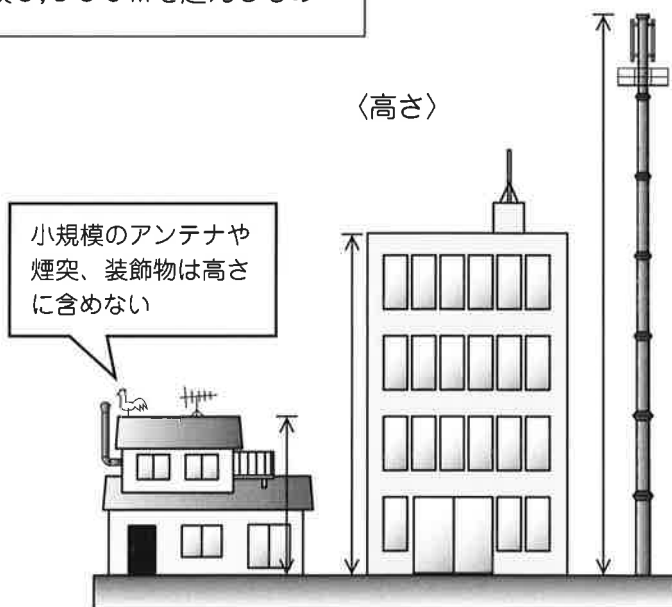
行為の種類	規 模
建築物	延床面積3,000㎡を超えるもの 又は高さ18mを超えるもの
工作物	築造面積3,000㎡を超えるもの 又は高さ30mを超えるもの
開発行為等(土石の採取又は鉱物の掘採開発行為・土地の形質の変更)	面積5,000㎡を超えるもの

〈床面積〉



延床面積は各階の床面積の合計

〈高さ〉



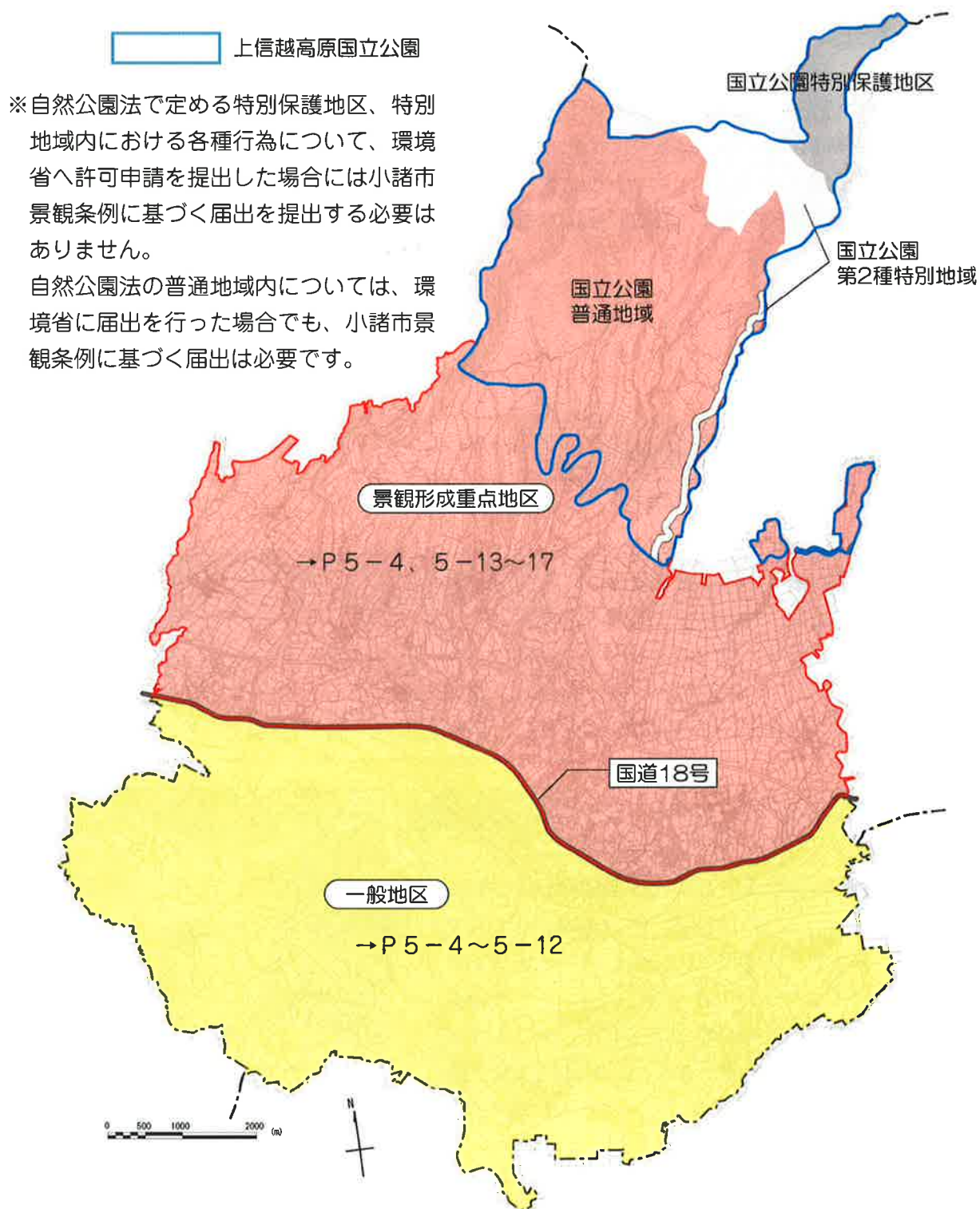
〈備考〉

※建築物の「床面積」「高さ」「築造面積」は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の規定によるものとします。

2. 景観形成基準

届出対象行為について、景観形成方針を踏まえた上で景観計画区域の地区区分毎に景観形成基準を設け、景観形成のための規制等を行います。規制の内容は景観法の8条第3項第1号及び第2号の規定により決めました。景観形成基準は次項より示す通りとします。

なお、下記の図で示した浅間山麓景観形成重点地区については、地区の景観資源を活かすため、一般地区とは別の基準を設けます。



(1) 全地区及び全行為共通の景観形成基準

事項	地区	全地区
浅間山の眺望景観の保全		まち並みや田園と背景となる浅間山景観を一体的に眺望できる視点場からの眺望範囲内では、行為による眺望景観の変化を認識し、可能なかぎり眺望景観を阻害しないように努める。

※上記の事項を確認するため、写真を提出して下さい。（詳細は資料編 P資料-3 参照）

①現況写真として、行為地及びその周辺の状況を示した写真の他、行為地付近から浅間山を背景として撮影した写真に概ねの行為地を書き込み提出する。

②P 4-8の写真の範囲内の行為については、主要な視点場である飯綱山公園及び御影新田からの写真を小諸市のウェブサイトよりダウンロード又はP 4-8に示した写真と同程度の画角で写真を撮影し、完成予想イメージを写真に入れ提出する。

完成予想イメージは、フォトモンタージュやコンピューターグラフィックにより作成すること。（困難な場合は行為地に概ねの完成予想図を写真に書き込んだものとする。）

景観形成の取り組み事例紹介①

事例：小諸町並み賞（平成6年度～）

主体：北国街道小諸宿の会

概要：小諸の歴史と風土を大切にしながら、小諸らしい町並みを守り育てていくために、平成6年「小諸町並み賞」は生まれ、前年の9月より、8月までの一年間に新改築された小諸らしい建築物を対象とし、その建築主と設計者を表彰しています。

事例：信州小諸・町並みデザインブックの作成（平成18年度）

主体：NPO法人小諸町並み研究会

概要：歴史資源調査、建物の実測調査から、次の世代に残したい建物、歴史資源をリストアップし、小諸らしい町並みをつくるためのデザインガイドを作成しました。修理修景事業は平成20年度に終了していますが、今後も建物修理の際には、建物所有者、設計・建築関係者等に古くからの小諸の建物の特徴や歴史を知ってもらい、参考にしてもらうことを目的としています。



(2) 一般地区における景観形成基準

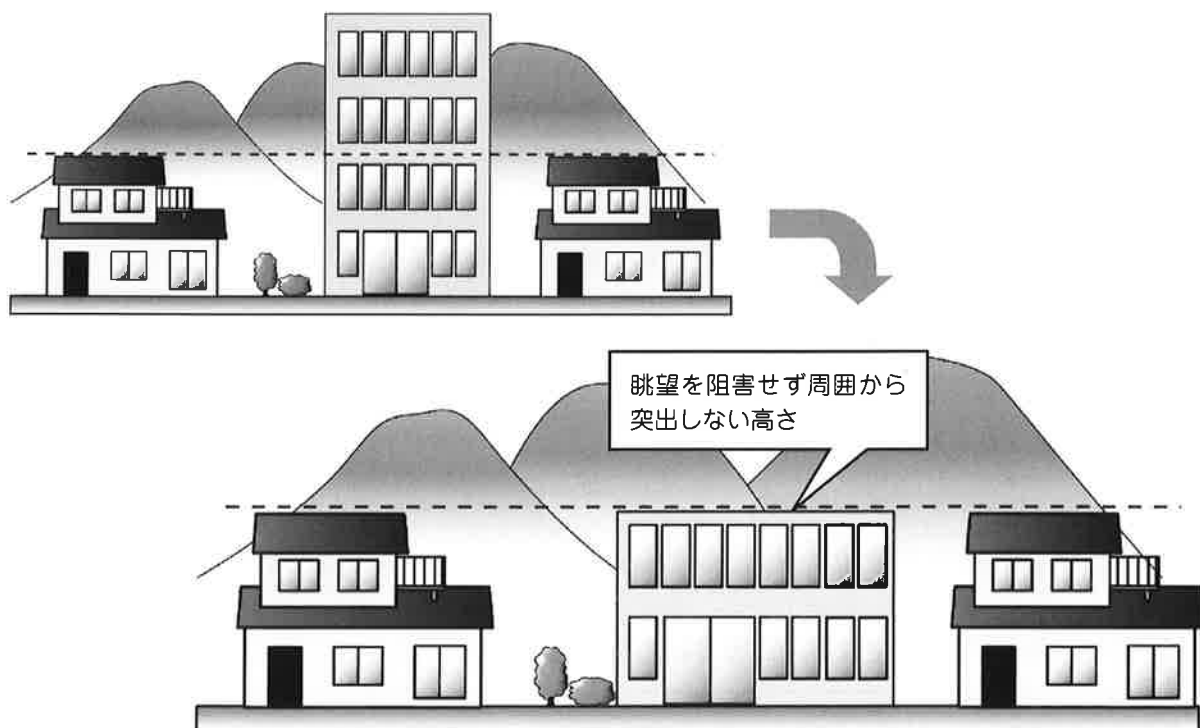
1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

ア) 配置

地区 事項	都市地区	沿道地区	田園・集落地区 千曲川沿川地区
道路後退	周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努める。	特に支障のある場合を除いて、5m以上道路から後退するよう努める。	道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努める。
隣接後退	隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すよう努める。	隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保する。	
眺望確保	地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とする。		
敷地内配置	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とする。		

イ) 規模

地区 事項	都市地区	沿道地区	田園・集落地区 千曲川沿川地区
高さ	周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。		
	高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないように努める。	高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないように努める。	個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努める。
	電波塔の高さは20mまでとする。		



ウ) 形態・意匠（変更命令の対象となる）

地区 事項	都市地区	沿道地区	田園・集落地区 千曲川沿川地区
調和	周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とする。		
	周辺の建築物等の形態との調和に努める。	背景のスカイライン及び周辺の建築物等の形態との調和に努める。	背景のスカイライン及び田園の広がり調和する形態とする。
	壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮する。		
	周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図る。		
	河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮する。		
	屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーを設置するなどの工夫をする。		
意匠	非常階段、設備配管等の付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図る。		
	建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努める。	建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して質の高いものとなるよう努める。	屋根は原則として勾配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイライン、周辺の建築物との調和に努める。
伝統継承	周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努める。		

景観形成の取り組み事例紹介②

事例：浅間山麓統一看板の設置に向けた活動（平成21年度～）

主体：NPO法人浅間山麓国際自然学校

概要：上信越高原国立公園内の景観を守りながら、利用者の利便性を考慮した、浅間山麓地域統一看板のデザイン画を作成しました。平成21年には、その第一号として、アイキャッチにエメラルドグリーンを入れた浅間山麓統一看板が、東御市にある池の平湿原に設置されました。



アイキャッチを入れた看板

今後は、看板統一化の基本方針書とデザイン画を浅間山麓の関係各所に配布し、統一看板の計画的な設置と類似看板の整理を推進する予定です。

事例：野岸田んぼの保全（平成21年度～）

主体：与良区まちづくり協議会・虚子の散歩道委員会・北国街道与良館

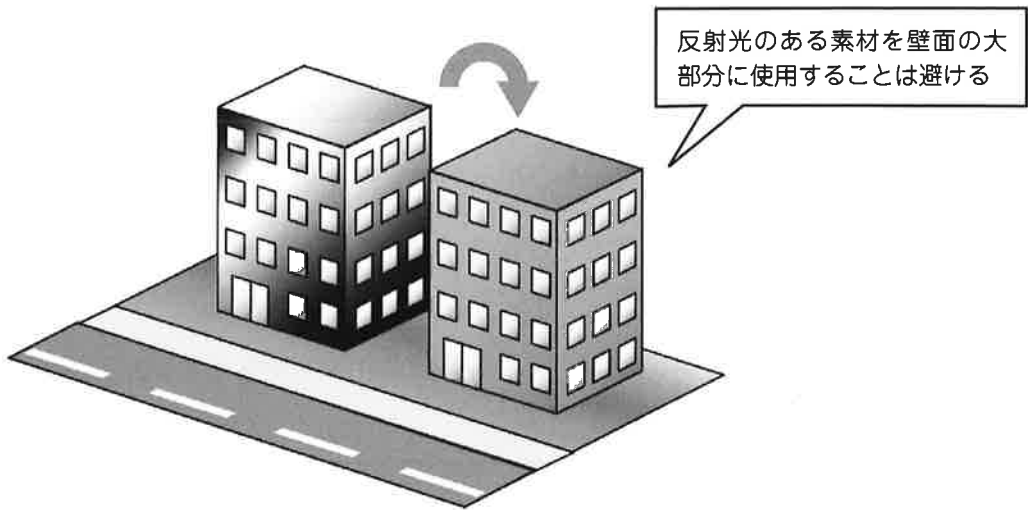
概要：「虚子の散歩道」には市街地でありながら、いくつかの田んぼが残っており、周辺からは浅間連峰や八ヶ岳を眺めることもできます。地元与良の3つの組織が、所有者が高齢のため、耕作されていなかった田んぼにソバをまき、田園景観の保全をしています。



野岸田んぼ

エ) 材料

事項	地区	都市地区	沿道地区	田園・集落地区 千曲川沿川地区
材料・素材		周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いる。 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用する。		
反射光のある資材		反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮する。	反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避ける。	



赤レンガ造りの壁



自然石（大谷石）を利用した壁

オ) 色彩等 (変更命令の対象となる)

地区 事項	都市地区	沿道地区	田園・集落地区 千曲川沿川地区
色調	外壁及び屋根の基調色は、けばけばしい色彩*とせず、周辺の建築物等と調和した色調とする。	外壁及び屋根の基調色は、けばけばしい色彩*とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とする。	外壁及び屋根の基調色は、けばけばしい色彩*とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とする。
	※けばけばしい色彩を避けるため、以下の色彩を基調とする。 マンセル値による橙 (YR) の色相においては彩度6以下、黄 (Y) 及び赤 (R) の色相においては彩度4以下、その他の色相においては彩度3以下。 ただし、次に該当するものは、この限りではない。 ・外壁の面積の5分の1以内にアクセント色 (低層部、窓枠、換気フードなどの小面積で街並みに彩りを与える色) として着色される部分 (景観上支障がない場合に限る) ・表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ・地域の伝統的建造物及びその特徴的な形態・意匠を継承するもの ・柿渋、ベンガラなどの伝統的塗装色 ・その他法令等で着色が義務づけられているもの		
色数	多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。	使用する色数を少なくするよう努める。	

景観形成の取り組み事例紹介③

事例：板塀の設置 (平成20年度)

主体：本町区まちづくり推進協議会

概要：街なみ環境整備事業による小公園 (ほんまち遊子公園) の整備に併せ、本町通りを挟み向かい側に設置された金網フェンスを撤去し、板塀の設置がされました。その際、板と柱の塗装は地元の子供達をはじめとした住民の手によって行われました。遊子公園と共に、本町通りの入り口として歴史情緒あふれる景観を形成しています。



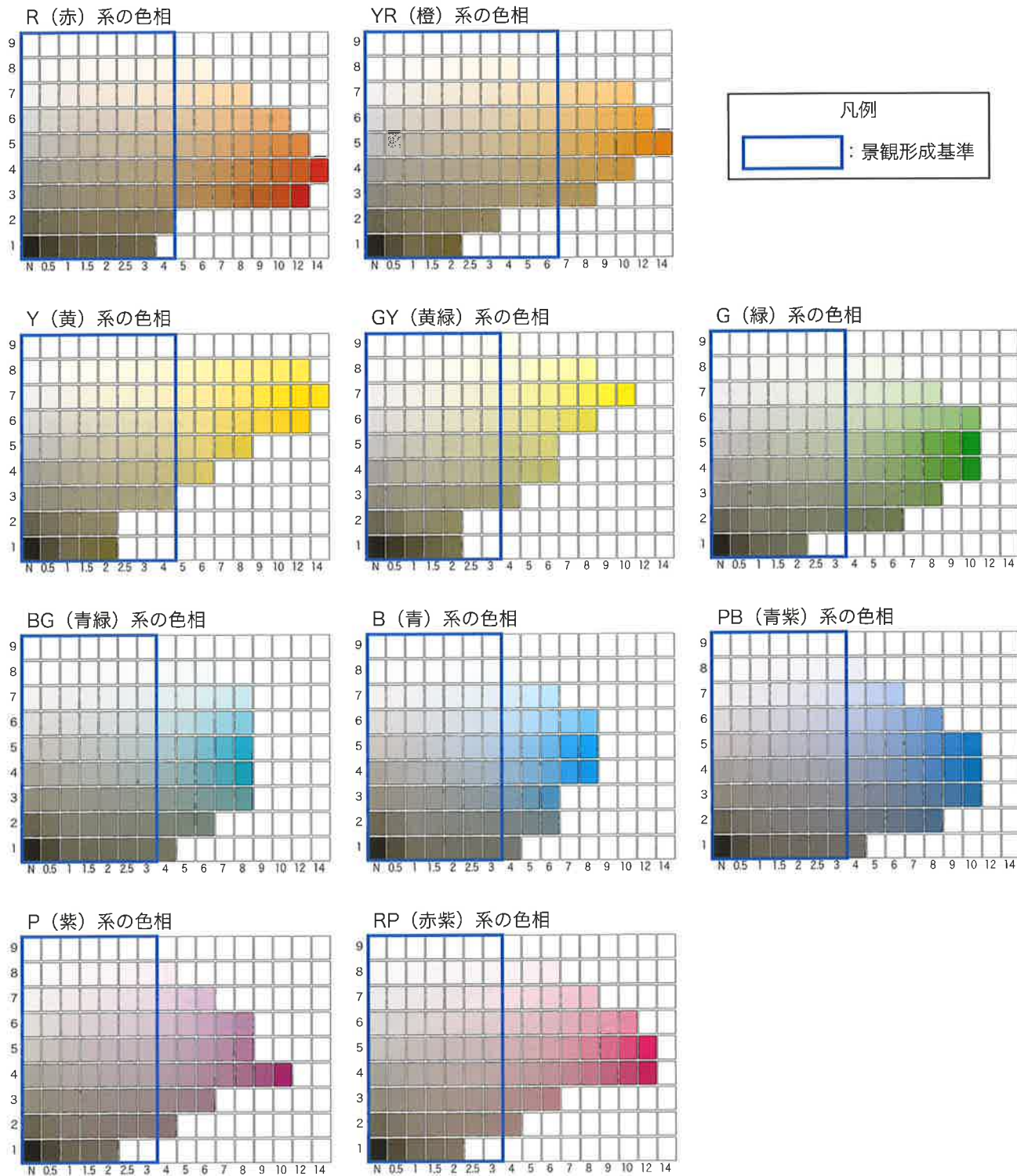
設置した板塀

事例：花川の桜 (平成11年度～)

主体：花川を愛する会

概要：芦原中学校横を流れる花川の堤にソメイヨシノを中心として桜の苗木を植え、管理しています。ここ数年は懐古園を訪れた観光バスが路上に止まって、乗客がカメラを手にすることも多くなっているそうです。

景観形成基準で定めた外壁及び屋根に使用できる色彩の範囲は以下の通りです。
マンセル値については、資料編参照。



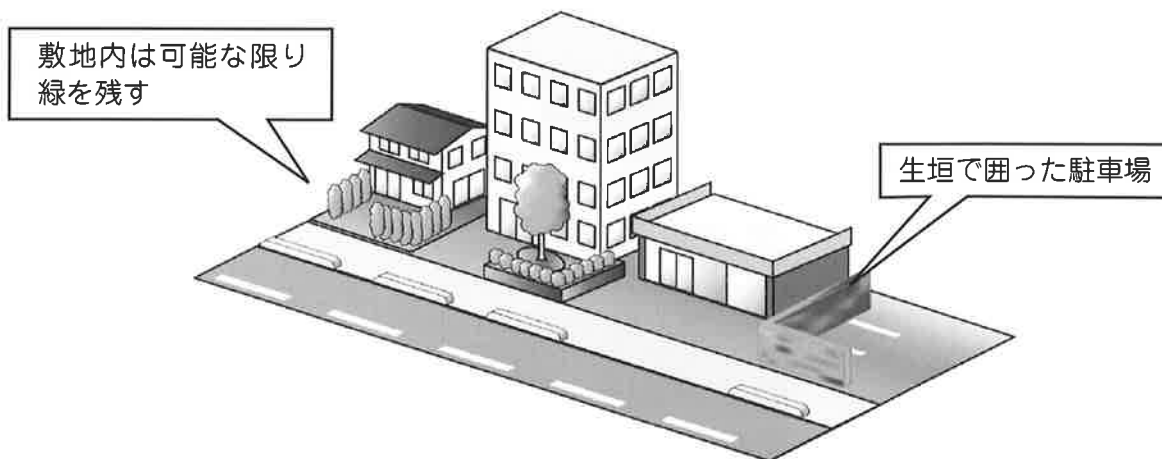
※図の色彩は、印刷物であるため実際のマンセル値と異なる場合がありますので注意下さい。

カ) 色彩等 その2

地区	都市地区	沿道地区	田園・集落地区 千曲川沿川地区
事項	照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意する。		

キ) 敷地の緑化

地区	都市地区	沿道地区	田園・集落地区 千曲川沿川地区
敷地内緑化	敷地境界には、樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮する。		
	駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努める。		
	河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮する。		
	周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努める。		
	緑化に使用する樹種は、地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮する。	緑化に使用する樹種は、周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。	



ク) 特定外観意匠

事項	地区	都市地区	沿道地区	田園・集落地区 千曲川沿川地区
配置	道路等からできるだけ後退させるよう努める。			
	河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努める。			
規模 形態・意匠	基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とする。			
材料	周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。			
	反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮する。			
色彩等		地色の彩度は8以下とし、周辺の建築物等と調和した色調とする。	地色の彩度は6以下とし、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とする。	地色の彩度は6以下とし、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とする。
		多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。	使用する色数を少なくするよう努める。	
		光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意する。		光源で動きのあるものは、原則として避ける。



周囲の景観と調和した素材



地色と文字の色を反転することにより色調をおさえた工夫



2) 開発行為、土地の形質の変更

事項	地区	都市地区	沿道地区	田園・集落地区 千曲川沿川地区
変更後の土地の形状、修景、緑化等		大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努める。		
		擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図る。		
		敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努める。		

3) 土石の採取及び鉱物の採掘

事項	地区	都市地区	沿道地区	田園・集落地区 千曲川沿川地区
採取等の方法、採取後の緑化等		周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努める。		
		採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景する。		

4) 屋外における物件の集積又は貯蔵

事項	地区	都市地区	沿道地区	田園・集落地区 千曲川沿川地区
集積、貯蔵の方法及び遮へい方法		物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。		
		道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努める。		

景観形成の取り組み事例紹介④

事例：インターアクセス道路の花梅管理（平成13年度～）

主体：小諸に花と緑を育てる会

概要：小諸市の玄関口である小諸インターチェンジからのアクセス道路沿いに、花梅の植樹、剪定、草刈り、清掃等を行っています。「住む人も、たずねる人も、花と緑の持つ人のやさしさの心の糧をあたえ、愛する小諸の活性と発展、誘客を図り、市民相互の和と植物公園都市小諸を作る」を会の目的とし、商店街の緑化啓発等も行っています。



インターアクセス道路の植栽管理

事例：小諸八重紅枝垂桜の普及（平成15年度～）

主体：小諸八重紅枝垂保存会

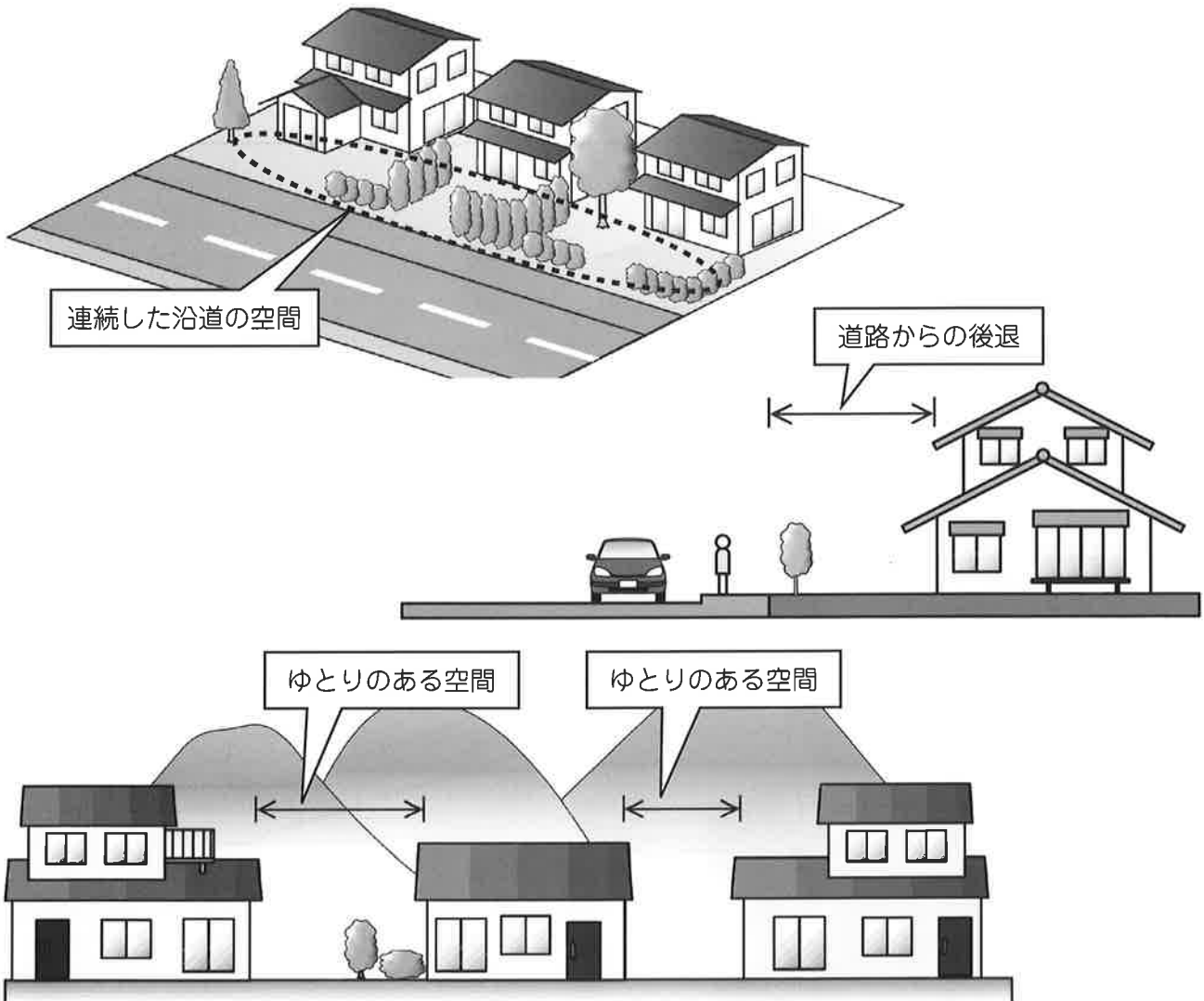
概要：市内公共施設への植樹や個人への苗木の配布により、小諸の名のついた枝垂桜を市内に広めています。活動は懐古園の小諸八重紅枝垂桜の樹勢が衰えた際に、市内有志が保護活動を始めたことがきっかけでした。

(3) 景観形成重点地区における景観形成基準

1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

ア) 配置

事項	地区	都市地区	沿道地区	田園・集落地区	山地高原地区
道路後退		周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努める。	道路からできるだけ後退し、道路側に空き地を確保するよう努める。特に支障がある場合を除いて、5m以上道路から後退するよう努める。	道路からできるだけ後退し、道路側に空き地を確保するよう努める。	高原美を損なうことのないように道路からできるだけ後退し、良好な空間の確保に努める。特に支障がある場合を除いて、道路側に既存林を残せるように10メートル以上後退するよう努める。
隣接後退		隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努める。	隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保する。		
眺望確保		浅間山や佐久平への眺望を極力阻害しないような配置とする。		浅間山や佐久平への眺望を極力阻害しないような配置とする。地形の高低差がある場合は、それを生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とし、りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避ける。	
敷地内配置		敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とする。			
電柱・塀等		電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないように設置する。			



イ) 規模

地区 事項	都市地区	沿道地区	田園・集落地区	山地高原地区
高さ	浅間山や佐久平への眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。			
	高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないように努める。	個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、空地を十分にとり圧迫感等を生じないようにし、周辺の景観等との調和に努める。	個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の自然景観との調和に努める。	高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめ、樹高以上になる場合には、背景となる浅間山や周辺景観と調和するように努める。
	電波塔の高さは20mまでとする。			

ウ) 形態・意匠（変更命令の対象となる）

地区 事項	都市地区	沿道地区	田園・集落地区	山地高原地区
調和	周辺の建築物等の形態との調和に努める。		浅間山、背景のスカイライン、周辺の建築物等の形態との調和に努める。	
	壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮する。			
	周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図る。			
	河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮する。			
	屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーを設置するなどの工夫をする。			
意匠	建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努める。		屋根の形状は原則としてこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周辺の建築物との調和に努める。	



周囲と調和し、
まとまりのある形態



適度な軒の出を
有する勾配屋根



工) 材料

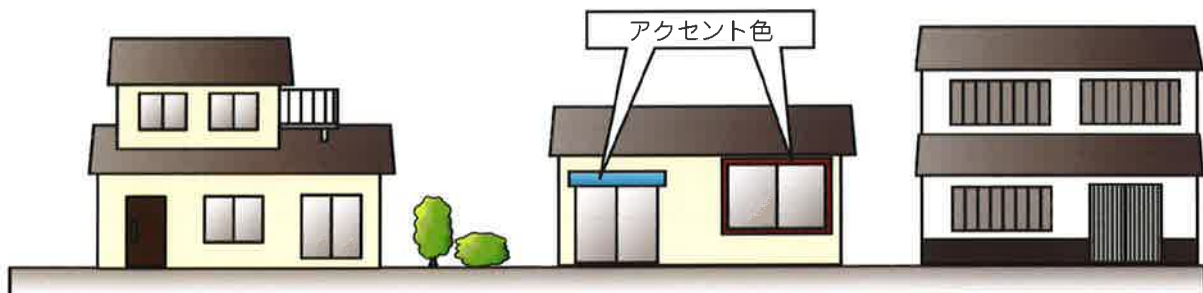
事項	都市地区	沿道地区	田園・集落地区	山地高原地区
材料・素材	周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いる。 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用する。			
反射光のある資材	反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮する。	反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合には、着色等の工夫をする。また、壁面の大部分に使用することは避ける。		

オ) 色彩等 (変更命令の対象となる)

事項	都市地区	沿道地区	田園・集落地区	山地高原地区
色調	外壁及び屋根の基調色は、けばけばしい色彩※とせず、周辺の建築物等と調和した色調とする。	外壁及び屋根の基調色は、けばけばしい色彩※とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とする。	外壁及び屋根の基調色は、けばけばしい色彩※とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とする。特に緑色、青色、紫色、桃色、赤色及び黄色系は自然との調和が図りにくいので、彩度が低くても使用に当たっては十分留意する。	
色数	多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。	使用する色数を少なくするよう努める。		



↓
落ち着いた色調



カ) 色彩等 その2

事項	地区	都市地区	沿道地区	田園・集落地区	山地高原地区
照明・光源		照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意する。			
		光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意する。	光源で動きのあるものは、原則として避ける。		

キ) 敷地の緑化

事項	地区	都市地区	沿道地区	田園・集落地区	山地高原地区
敷地内緑化		敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮する。			塀、遮へい物ではできるだけ設けず、やむを得ず設ける場合は、樹木等を活用し、周辺景観と調和するよう配慮する。
		駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努める。			
		河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮する。			
		建築物等の周囲は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努める。			
		敷地内の樹木は、できるだけ残すよう努める。			
		緑化に使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮する。	緑化に使用する樹種は、周辺の樹林等周辺景観と調和させるとともに、四季を彩る落葉樹などを活用するよう努める。		

ク) 特定外観意匠

事項	地区	都市地区	沿道地区	田園・集落地区	山地高原地区
配置		道路等からできるだけ後退させるよう努める。			
		河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努める。			
規模 形態・意匠		基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とする。			
		周辺の建築物の屋根の高さを超えないよう努める。			
材料		周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。			
		反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮する。	反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をする。また、壁面の大部分に使用することは避ける。		
色彩等		地色の彩度は8以下とし、周辺の建築物等と調和した色調とする。	地色の彩度は6以下とし、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とする。	地色の彩度は6以下とし、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とする。	地色の彩度は6以下とし、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とする。特に、緑色、青色、紫色、桃色、赤色及び黄色系は自然との調和が図りにくいので、彩度が低くても使用に当たっては十分留意する。
		多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。	使用する色数を少なくするよう努める。		
		光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意する。	光源で動きのあるものは、原則として避ける。		

2) 開発行為、土地の形質の変更

事項	都市地区	沿道地区	田園・集落地区	山地高原地区
変更後の土地の形状、修景、緑化等	大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努める。			
	擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図る。			
	敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努める。			
	団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないよう努める。	団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないよう努めるとともに、浅間山や佐久平への眺望を阻害しないように努める。		

3) 土石の採取及び鉱物の採掘

事項	都市地区	沿道地区	田園・集落地区	山地高原地区
採取等の方法、採取後の緑化等	周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努める。 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景する。			

4) 屋外における物件の集積又は貯蔵

事項	都市地区	沿道地区	田園・集落地区	山地高原地区
集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の景観に調和するよう努める。			

景観形成の取り組み事例紹介⑥

事例：押出地区の桜管理（平成11年度～）

主体：押出桜を守る会

概要：押出の桜は、大正15年に布引鉄道の線路沿いに75本の桜が植栽されましたが、80年経過し、新しい苗木の植樹により現在約150本程になっています。地域や観光客の憩いの空間創出のため、桜の消毒、剪定、根の保護、清掃、植栽等を年6回程度行っています。



押出の桜トンネル

事例：県道峰の茶屋小諸線沿いの桜管理（平成14年度～）

主体：桜を守る会

概要：県道峰の茶屋小諸線沿いの約3kmの区間に植栽されている桜を大切に守り育てています。この地の桜は、戦前の入植者たちが植えたもので、次代へ継承するため活動をしています。

第6章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針（法律第8条第2項4号関係）

地域のランドスケープになる景観上重要な建造物、樹木を指定し保全することにより良好な景観の形成を図っていきます。指定された景観重要建造物及び景観重要樹木は、現状変更等に対する制限が可能になるとともに、その所有者等の適正な管理義務や景観行政団体と所有者が締結する管理協定により景観を維持していくことが可能となります。

1. 景観重要建造物の指定の方針

市民に愛され親しまれている建造物等において、道路やその他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する建造物を景観形成上重要な建造物として指定します。

- 地域の自然、歴史、文化、生活等が、景観上の特徴として外観に表れているもの
- 地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- 地域の目標物やランドマークとなっているもの
- 新たな都市文化を創造する地域を象徴するもの
- 市民に広く愛され、親しまれているもの

2. 景観重要樹木の指定の方針

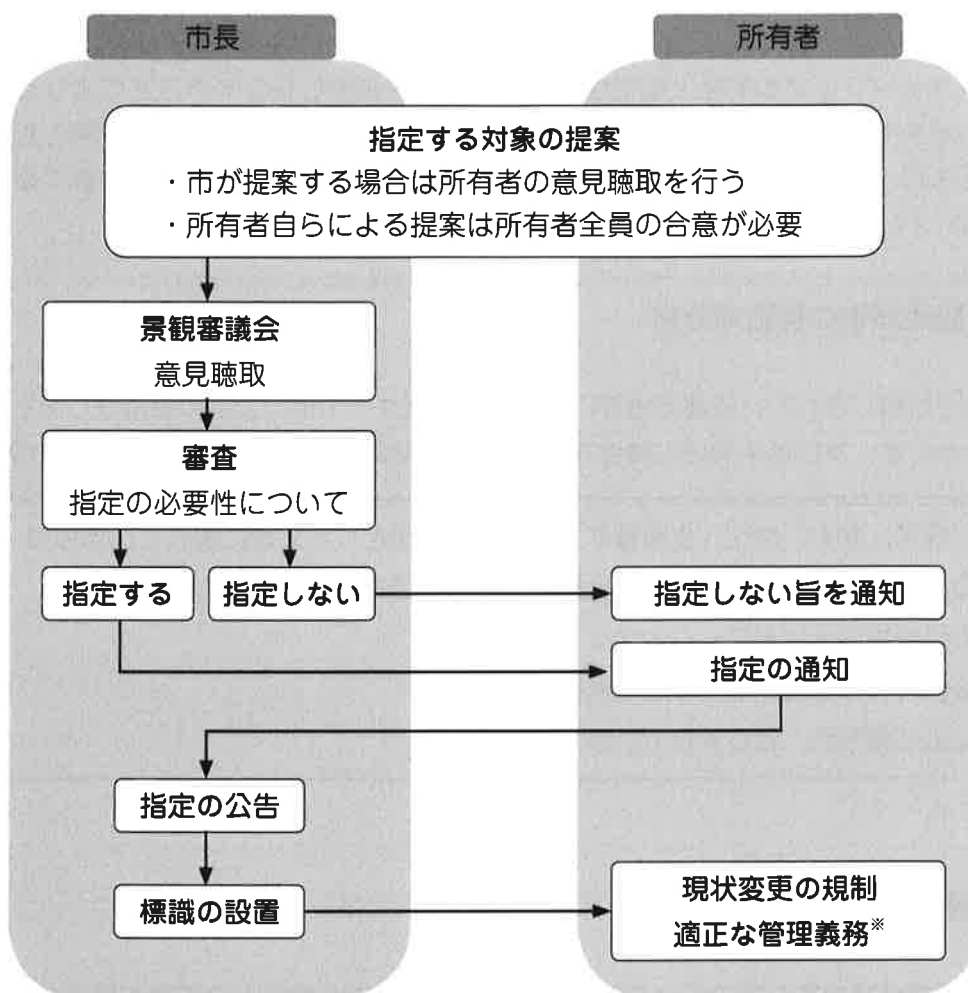
地域固有の樹種や樹高も秀でているなど樹容に優れ、地域の景観上の特徴を構成している樹木であり、道路やその他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木を景観形成上重要な樹木として指定します。

- 地域の景観形成を考える上で重要な構成要素となっているもの
- 地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- 地域の目標物やランドマークとなっているもの
- 市民に広く愛され、親しまれているもの

〈適用除外〉

文化財保護法により景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられる国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物については、景観計画に基づく景観重要建造物としての指定の実益がないことから、適用除外となっています。ただし、県や市が県文化財保護条例や市町条例に基づき指定するものについては、景観重要建造物や景観重要樹木に指定することはできます。（景観法第19条第3項及び第28条第3項）

3. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手順



※景観重要建造物又は景観重要樹木を維持管理していくには、専門的な知識や技能が必要であり、所有者の経済的負担も少なくありません。このため所有者と「管理協定」を締結し、小諸市やNPO等が管理を代行することが可能です。

景観重要建造物又は景観重要樹木として指定することにより、所有者は外観に関する現状変更の制限や管理義務が生じますが、以下のメリットがあります。

- 税制面での優遇 : 建物の外側に規制がかかり容積率が十分に使えないなど、規制により使用収益が制限されている分だけ評価額が低くなり、その敷地を含み相続税が適正な水準に評価されます。
- 建築基準法の特例 : 防火など建築物の外観に関わる部分について規制が緩和され、改修のしやすさや既存不適格問題（建築基準法に適合しない）などの課題がある程度解決されます。なお、建築物の内部を自由に利用することは可能なため、生活上必要な内部の改修は問題ありません。
- 経費の助成 : 管理に要する経費の一部に助成を受けることができます。

第7章 良好な景観形成のために必要な事項（法律第8条第2項5号関係）

1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲示する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物に関しては、地域の景観の要素として周辺と調和するように配慮することとします。当面は長野県の屋外広告物条例に準拠していきませんが、今後、重点地区等特に良好な景観形成を推進していく地区においては、上乘せ基準等を設定した小諸市独自の屋外広告物条例の制定について検討していくものとします。

2. 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準

道路や河川、公園等の公共施設は景観を構成する要素の一つであるため、これらの整備にあたっては、当該公共施設の管理者は本景観計画に十分配慮するように努めるものとします。今後、地域の景観に大きな影響を与える場合や、視点場として重要な場合には、景観計画においてその公共施設を景観重要公共施設に位置づけるとともに、整備に関する事項において整備計画策定上の前提となる事項や使用する材質等の技術的要件を定め、計画的な整備を誘導します。

3. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

農業は、四季折々の特徴ある景観をつくりだし、小諸市の景観を形成する重要な要素の一つですが、一部には耕作放棄地が増加し、景観を阻害しているといった問題点もあります。今後、必要に応じて農業を活用した景観形成や、地域づくりへの機運を高め、対象地域、方針等を定めた景観農業振興地域整備計画を策定していきます。

4. 自然公園法の許可の基準

上信越高原国立公園普通地域においては、自然公園法に基づく届出を行う場合も、市景観条例に基づく届出は必要とします。

今後、より良好な景観形成が必要な場合は、関係機関と協議の上、自然公園法の許可が必要な行為への上乗せの許可基準について検討します。

第8章 小諸の景観形成にむけて

1. 景観形成のための取り組み体制

(1) 小諸市景観審議会

市長が諮問する景観形成に係る重要な事項について審議する機関です。景観計画の策定や景観形成重点地区の指定等、景観形成に関することについて審議し、市長に答申します。

(2) 小諸市景観協議会

景観計画区域内の良好な景観形成を図るため、必要な協議を行う組織です。今後、必要に応じて、組織化を検討します。

(3) 隣接市町や庁内における連携

景観形成に係わる各行政機関や隣接市町との連携及び整合のとれた景観形成の推進のため、関係機関との協議・連携を図っていきます。

(4) まちづくり活動の主体づくり

NPOやボランティア団体、地元組織など、様々なまちづくり組織の設立を支援するとともに、これからのリーダーとなる担い手の育成のための取り組みを検討します。

(5) 景観形成市民団体の認定と支援

良好な景観形成を図ることを目的とする一定の区域内の市民で構成され、要件を満たす団体を景観形成市民団体に認定します。

市は、景観形成市民団体に対して専門家の派遣、技術的な援助、経費の一部助成をすることができるものとします。

2. 協働による景観形成の推進

(1) 市民の景観に関する意識の向上等

① 広報活動

広報こもろや市公式ホームページ等で景観に関する情報提供を随時行います。

② 研修会・イベント等の開催

市民の参加意欲に応じ、身近なレベルで景観形成活動に参加できる研修会、まち歩きイベント等関係機関と協力して開催します。

③ 各表彰制度への協力

各団体が主体的に取り組む景観形成に寄与する建築物や取組みへの表彰について協力します。

④ 親しみのもてる景色の写真展・絵画展等の開催等

小諸の景観をテーマとした写真、絵画、子どもたちの写生等の展示会の開催、協力等を行います。

(2) 市民参加の景観形成

①花いっぱい運動

平成6年に始まり、現在は市内87団体の皆さんの手で花苗が植えられ管理されています。今後も継続し、沿道景観の向上や荒廃地の美化を図ります。

②記念木の配布

前年度の市民の皆さんの結婚、誕生、新築、小学校入学を祝福し、苗木を記念木として市より配布しています。それぞれの敷地内に植樹することで緑豊かなまちづくりに繋がっています。

③桜の里親制度

飯綱山公園では、現在市民の皆さんが中心となり、桜の木の里親として管理を行っています。今後は、公園全体の管理を協働で進める組織づくりの検討をします。なお、当公園からの眺望は市民アンケートにおいても「小諸で好きな景観1位」に選ばれており、桜が成長した際は市内でも有数の景観資源となることが期待されています。

④休耕地の活用

「豆まめの会」「いもいもの会」等の組織がつくられ、休耕地を活用した作物の栽培を行っているほか、収穫体験等も行っています。

また、「菜種振興組合」では、休耕地を活用した菜の花の栽培を行っており、毎年「菜の花まつり」を開催し、開花期には大勢の見学者が訪れています。

⑤緑の募金

家庭・職場・学校等を通じて毎年実施される「緑の募金運動」は、緑豊かで健全な森林づくりを目指し、学校や公園等の公共施設の緑化、各区への苗木の配布、植樹祭の実施等に活用されています。

(3) 小諸市景観形成住民協定の認定

①小諸市景観形成住民協定

地域の住民の皆さんが、景観形成のために一定の地域の建物の色彩や形態などの外観や、緑化などに関する自主的なルールを定め、皆でそれを守り育てるための協定を締結した場合に、景観形成住民協定として市長が認定を行います。

長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第32条第1項の規定により長野県知事の認定を受けている景観育成住民協定は、景観行政団体移行に伴い、小諸市景観形成住民協定として引き継ぎます。当計画策定時の協定締結地区は、下記のとおりです。

景観形成住民協定地区は、住民のみなさんの意向を尊重し、景観形成重点地区の指定に向けて検討していきます。

協定名	締結日	長野県景観育成住民協定の認定
平原区景観形成住民協定	平成6年5月14日	平成6年8月26日 認定番号 第15号
本町区まちづくり協定	平成12年2月19日	平成12年7月3日 認定番号 第110号
荒町区まちづくり協定	平成12年9月18日	平成13年3月21日 認定番号 第116号
与良区まちづくり協定	平成13年1月18日	平成13年3月21日 認定番号 第117号
大手まちづくり協定	平成13年2月28日	平成13年7月2日 認定番号 第121号
市町区本陣裏町まちづくり協定	平成16年10月5日	平成17年12月26日 認定番号 第151号

②協定の内容

景観形成住民協定で約束する事項は、地域の景観の保全・育成に関することが含まれていれば、特に制限がなく、まちづくり全般についても約束をしていただけます。

事 項	内 容
建築物・工作物等	建物・工作物などの位置・規模・デザイン・色彩などに関する事
屋外広告物	広告物の規模・色彩・素材などに関する事
緑化	敷地や沿道の緑化・樹木の保存などに関する事
自動販売機	自動販売機の設置に関する事
その他の事項	その他、小公園の整備や美化清掃など景観育成に関する事
協定の運営	協定の名称・期間・運営組織・内容変更の手続きなどに関する事

③認定の要件

- ・一定の広さの土地（概ね1ha）や沿道（概ね100m）を対象としていること
- ・建物の形態や色彩など、景観形成に関する事項を定めていること
- ・区域の住民等の概ね3分の2以上の合意によること
- ・有効期限が概ね5年以上であること

(4) 景観形成に資する事業を行う個人又は団体等に対する補助

- ①市は、景観計画に基づいて、景観形成に資する事業を行う個人又は団体等に対し、予算の範囲内において、その事業に対する経費の一部を補助することができるものとします。
- ②市は、景観重要建造物等の所有者又は占有者に対し、予算の範囲内において、景観重要建造物等に指定された物件の保全に対する経費の一部を補助することができるものとします。

3. 総合的な制度の活用

良好な景観形成のために、景観法に基づく各種の制度を総合的、一体的に活用するとともに、都市計画法に基づく地域地区その他関係法令の各種規制誘導措置を検討します。

〈活用できる制度〉

- ・ 景観地区（景観法第61条）
- ・ 準景観地区（景観法第74条）
- ・ 景観整備機構（景観法第92条） 等

資 料 編

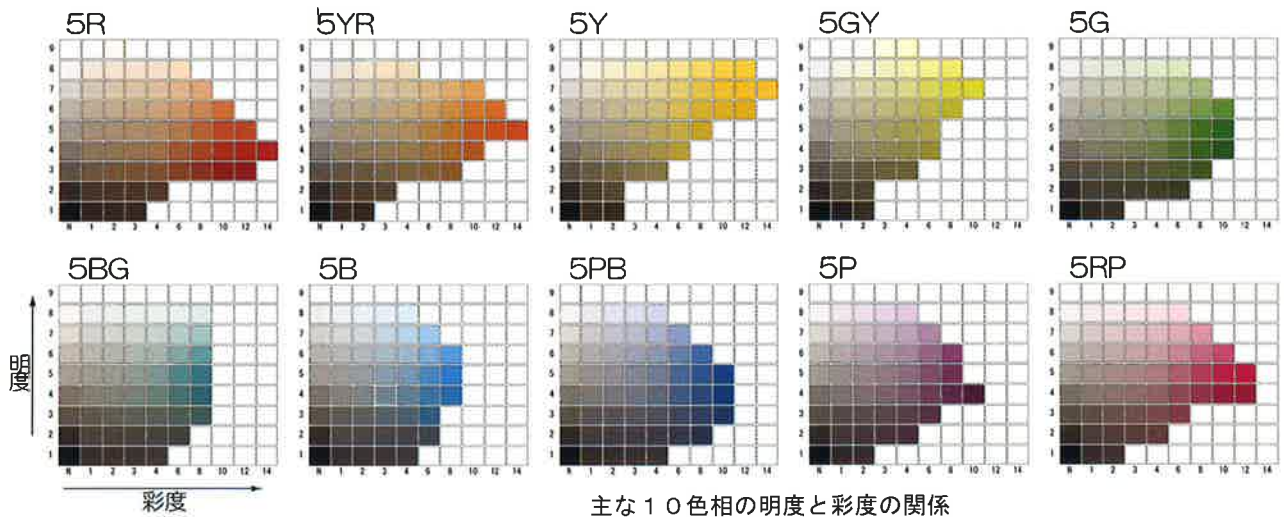
1. マンセル値とは	資料-1
2. 写真の提出方法について	資料-3
3. 「小諸市の景観を考える市民会議」より提示された資料	資料-6
○小諸市景観MAP	
○景観資源一覧表	
4. 景観法（抜粋）	資料-17
5. 小諸市景観条例	資料-25
6. 用語説明	資料-31
7. 景観計画の策定体制と主な経過	資料-38

② 明 度 (Value)

明るさの度合いを0～10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。明るさが知覚的に等間隔になるように灰色を配置したものを明度の基準にしています。

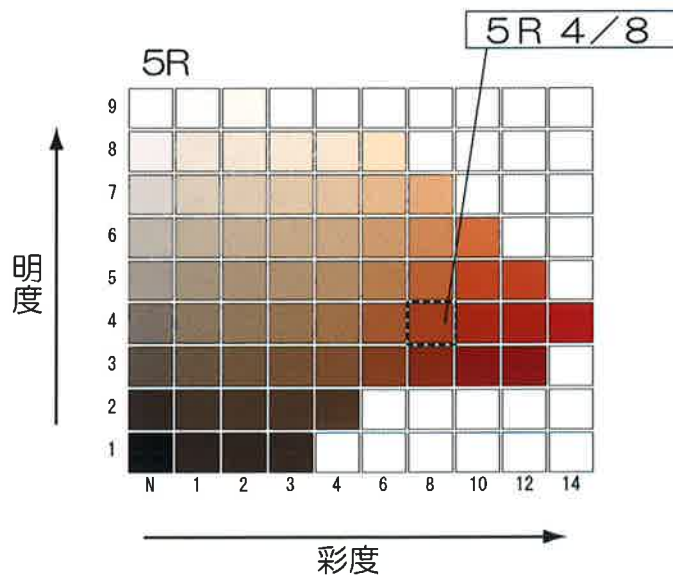
③ 彩 度 (Chroma)

あざやかさの度合いを0～14程度までの数値で表します。穏やかな色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は14程度です。各色相の中の最もあざやかな色への白・黒・灰色の混合量で彩度に違いが生じます。



※ マンセル値の表記方法と読み方

色相、明度、彩度の数値を用いて表記した色の値で、例えば、次図の「5R 4/8」のように表記します。この場合「5アール、4の8」と読み、色相5R、明度4、彩度8を表します。



2. 写真の提出方法について

小諸市内で届出対象行為（P 5－2の行為）を行う場合は、現況写真を届出書類に添付することが必要です。また、主要な視点場である飯綱山公園及び御影新田からの眺望範囲内（P 4－8の写真の範囲内）での行為を行う場合は、完成予想がイメージできる写真を提出する必要があります。ここでは、撮影方法と完成予想イメージの記載方法について説明します。

① 現況写真

周辺景観と調和する行為を目指すために、届出の際に現況（行為前）写真を添付していただきます。

○撮影する場所は、周辺の道路や公園等の公衆の場所として利用されているところを設定してください。

○撮影は遠景、近景と異なる視点からの見え方を検討し、周辺の景観や行為が与える影響を考慮するため下図を参考に複数撮影してください。

近景（①，②）：行為地が確認できる写真（異なる方向から2枚以上）

遠景（③～⑤）：行為地とその周辺が確認できる写真（異なる方向から2枚以上）

浅間山を背景とした遠景（⑥）：行為地の背景に浅間山が見える写真（1枚以上）



○撮影地点からの撮影方向を番号ごとに、地図上（住宅地図等）に矢印を記入してください。

② 主要な視点場からの写真

主要な視点場である飯綱山公園及び御影新田からの浅間山の眺望は、特に将来にわたり引き継いで行く必要があるため、飯綱山公園及び御影新田から浅間山を眺望した際の眺望範囲内で行為を行う場合は、届出の際に完成予想イメージ写真を添付していただきます。

(1) 写真の準備

写真は市のウェブサイトからダウンロードしたものを使用してください。行為者が自ら飯綱山公園及び御影新田から浅間山に向けて撮影しても構いません。

自ら撮影する際は以下の点に留意してください。

○撮影は次のポイントで行ってください。



撮影ポイント：小諸高原美術館上の四阿（あずまや）



撮影ポイント：県道137号 御影・小田井境界付近

○以下の写真と同程度のアングル（撮影方向）、画角（撮影範囲）でズームしない状態で撮影してください。撮影時期は問いません。



ダウンロードまたは撮影した写真はカラー写真又はカラープリントによりL版（8.9×12.7cm、3.5×5 inch）に印刷してください。

(2) 完成予想イメージの記載

印刷した写真の概ねの行為地に完成予想イメージを記載してください。フォトモンタージュまたはコンピューターグラフィックにより作成して頂くことが望ましいのですが、困難な場合は以下に示す記入例を参考にして手書きでも構いません。

〈完成イメージ記入例〉



3. 「小諸市の景観を考える市民会議」より提示された資料

景観計画を策定していくための、「景観資源」「課題点」「今後どうあるべきか」等についての市民の方の意見を聴取することを目的として、これまでに3回の市民会議をワークショップの手法を用いて開催しました。

市民会議は、参加者の方々がお住まいになっている身近な景観についての意見を出していただけるように、小諸市を「市街地地区」「浅間山麓地区」「小諸市南部地区」の3つに分け、それぞれの区域ごと、概ね10名程度にグループ分けを行い作業していただきました。その中で、小諸市の景観資源について多くの意見を出し合っていたいただき、NPO法人小諸街並み研究会の既存調査資料（絵になる風景・写真レポート）を参考にして『小諸市景観MAP』を作成しました。

「小諸市の景観を考える市民会議」の様子は小諸市ウェブサイトで公開しております。

次項より、市民会議で作成した「小諸市景観MAP」及び景観資源一覧表を記載します。

市民会議で挙げた「小諸市の良いと感じる景観」等を以下に示す分類で図面に記載してあります。

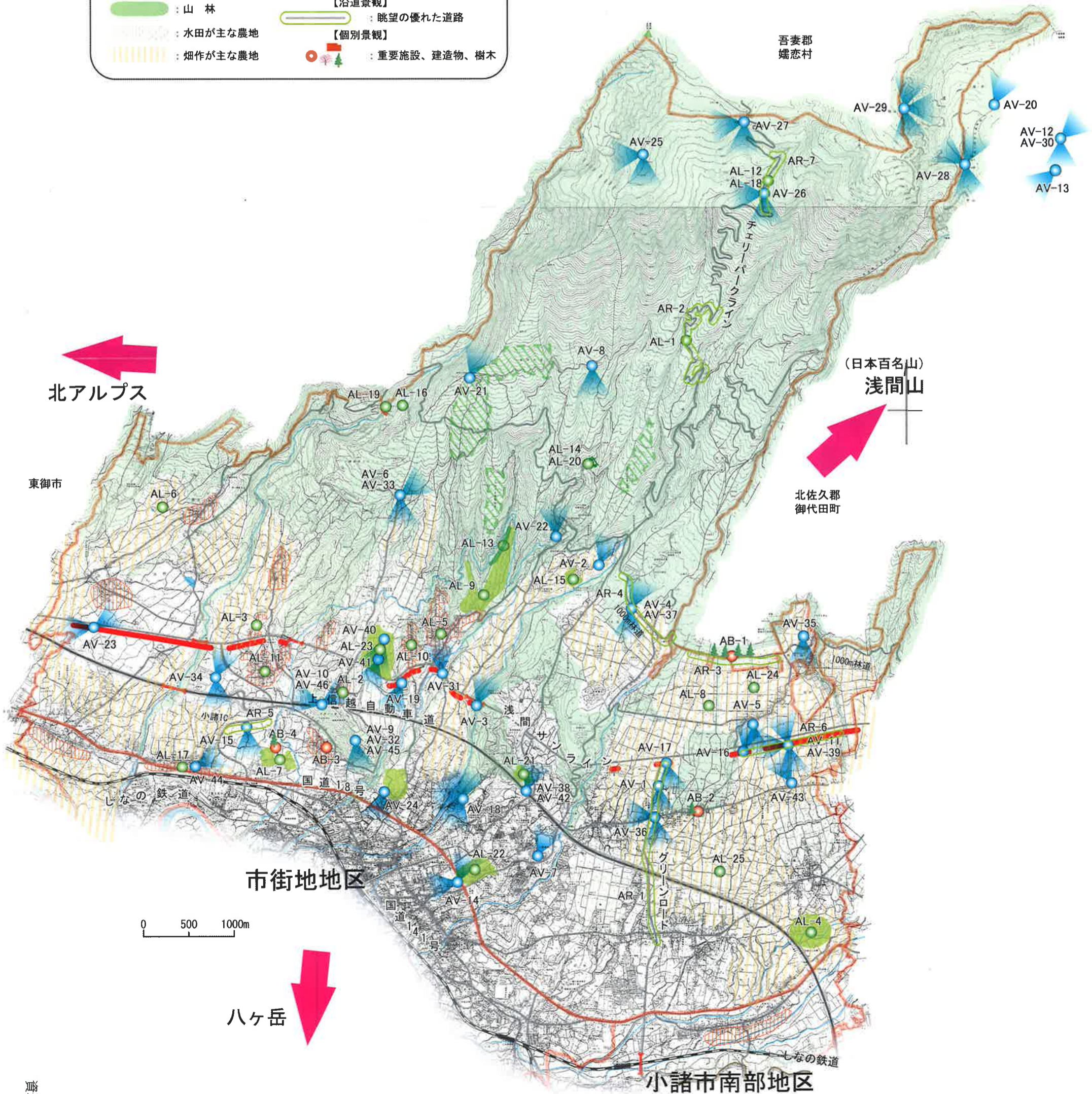
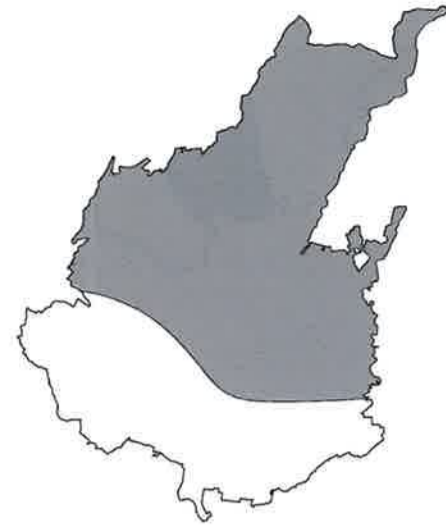
浅間山麓地区：「A」 市街地地区：「C」 小諸市南部地区：「S」

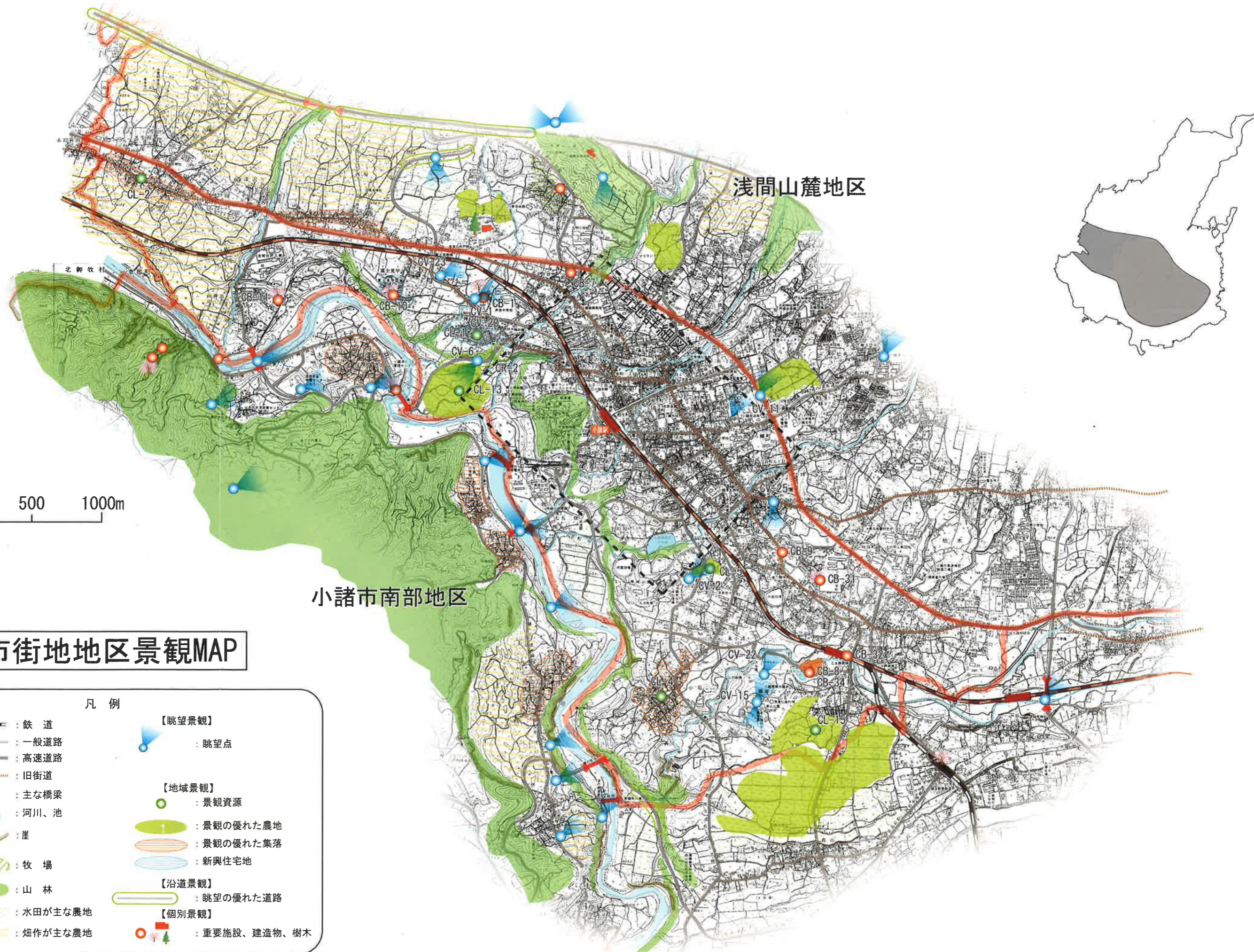
大分	例	
眺望景観 「V」	遠景	浅間山、北アルプス、佐久平、小諸市街
	望める地点	糠塚山山頂、小諸城址展望台
地域景観 「L」	市街地	相生町商店街、荒町商店街
	集落地域	本郷、宮沢、大久保
	新興住宅地域	両神団地、緑ヶ丘
	別荘地	イトーピア小諸高原別荘地
	工業用地地域	和田工業団地、上ノ平工業団地
	高原地域	カラマツ林、牧場
	田園地域	森山の田園、川辺の田園と溜池
沿道景観 「R」	河川・溜池	千曲川、糠地の溜池、川辺の溜池
	車道	浅間サンライン、千曲ビューライン
個別景観 「B」	遊歩道	虚子の散歩道、旧北国街道、平原街道
	公共施設	小諸大橋、高速道路、公園
	歴史的建造部	大手門、与良の旧家
	並木・巨木	藤塚のケヤキ、小諸城址の桜

浅間山麓地区景観MAP

凡例

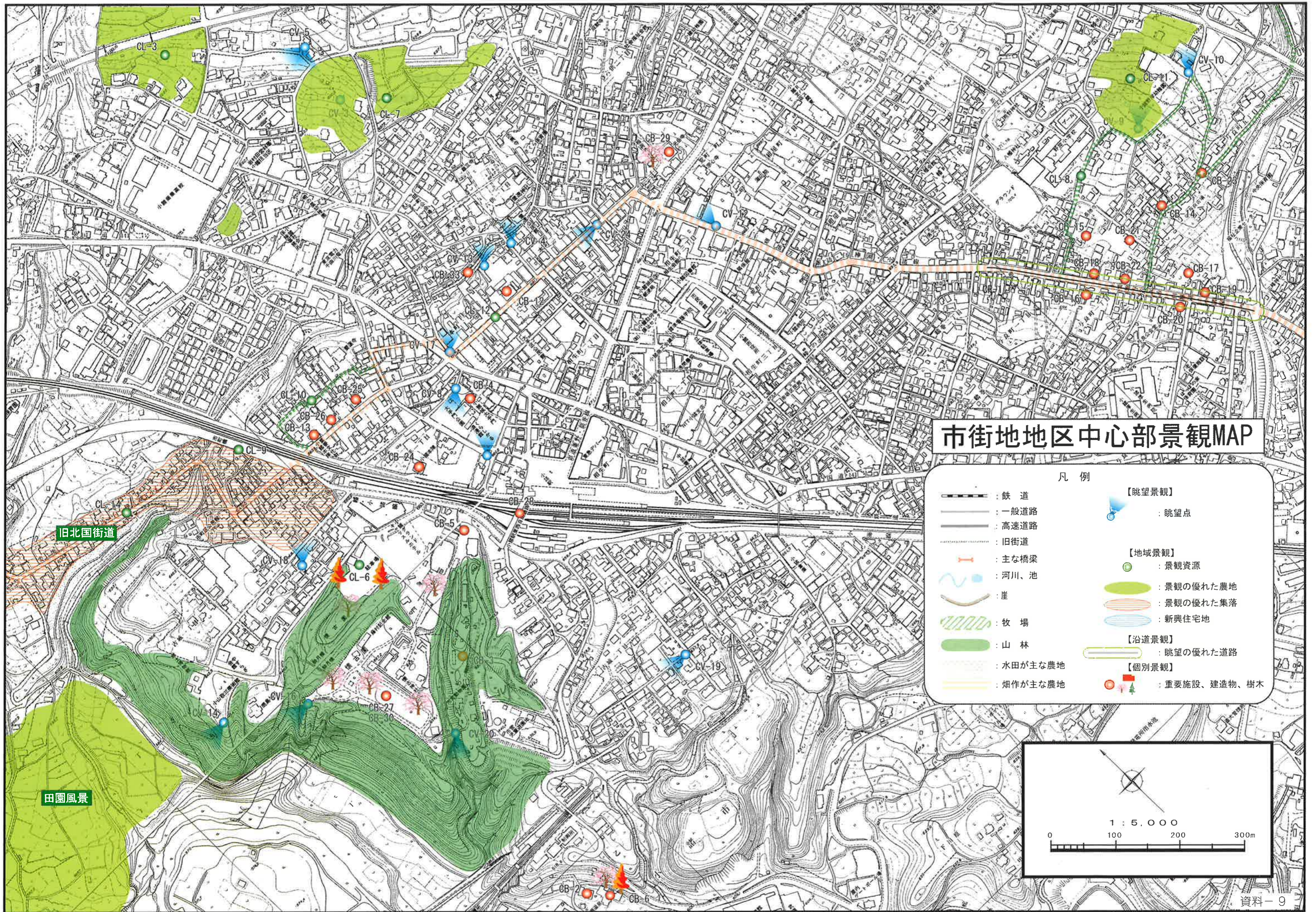
- : 鉄道
 - : 一般道路
 - : 高速道路
 - : 旧街道
 - : 主な橋梁
 - : 河川、池
 - : 崖
 - : 牧場
 - : 山林
 - : 水田が主な農地
 - : 畑作が主な農地
- : 眺望点
 - : 浅間サンライン上で浅間山を眺望できる範囲
- : 景観資源
 - : 景観の優れた農地
 - : 景観の優れた集落
 - : 新興住宅地
- : 眺望の優れた道路
- : 重要施設、建造物、樹木





市街地地区景観MAP

- 凡例
- 鉄道
 - 一般道路
 - 高速道路
 - 旧街道
 - 主な橋梁
 - 河川、池
 - 崖
 - 牧場
 - 山林
 - 水田が主な農地
 - 畑作が主な農地
- 【眺望景観】
 - 眺望点
 - 【地域景観】
 - 景観資源
 - 景観の優れた農地
 - 景観の優れた集落
 - 新興住宅地
 - 【沿道景観】
 - 眺望の優れた道路
 - 【個別景観】
 - 重要施設、建造物、樹木



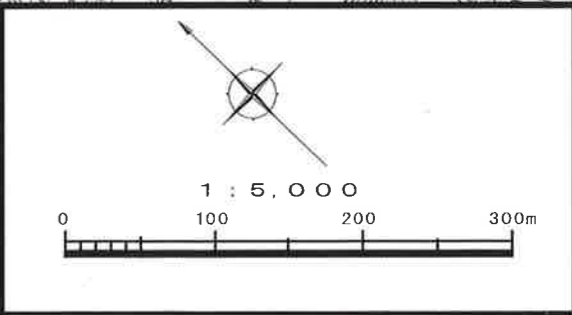
市街地地区中心部景観MAP

凡例

- 鉄道
- 一般道路
- 高速道路
- - - 旧街道
- 主な橋梁
- 河川、池
- 崖
- 牧場
- 山林
- 水田が主な農地
- 畑作が主な農地
- 【眺望景観】
- 眺望点
- 【地域景観】
- 景観資源
- 景観の優れた農地
- 景観の優れた集落
- 新興住宅地
- 【沿道景観】
- 眺望の優れた道路
- 【個別景観】
- 重要施設、建造物、樹木

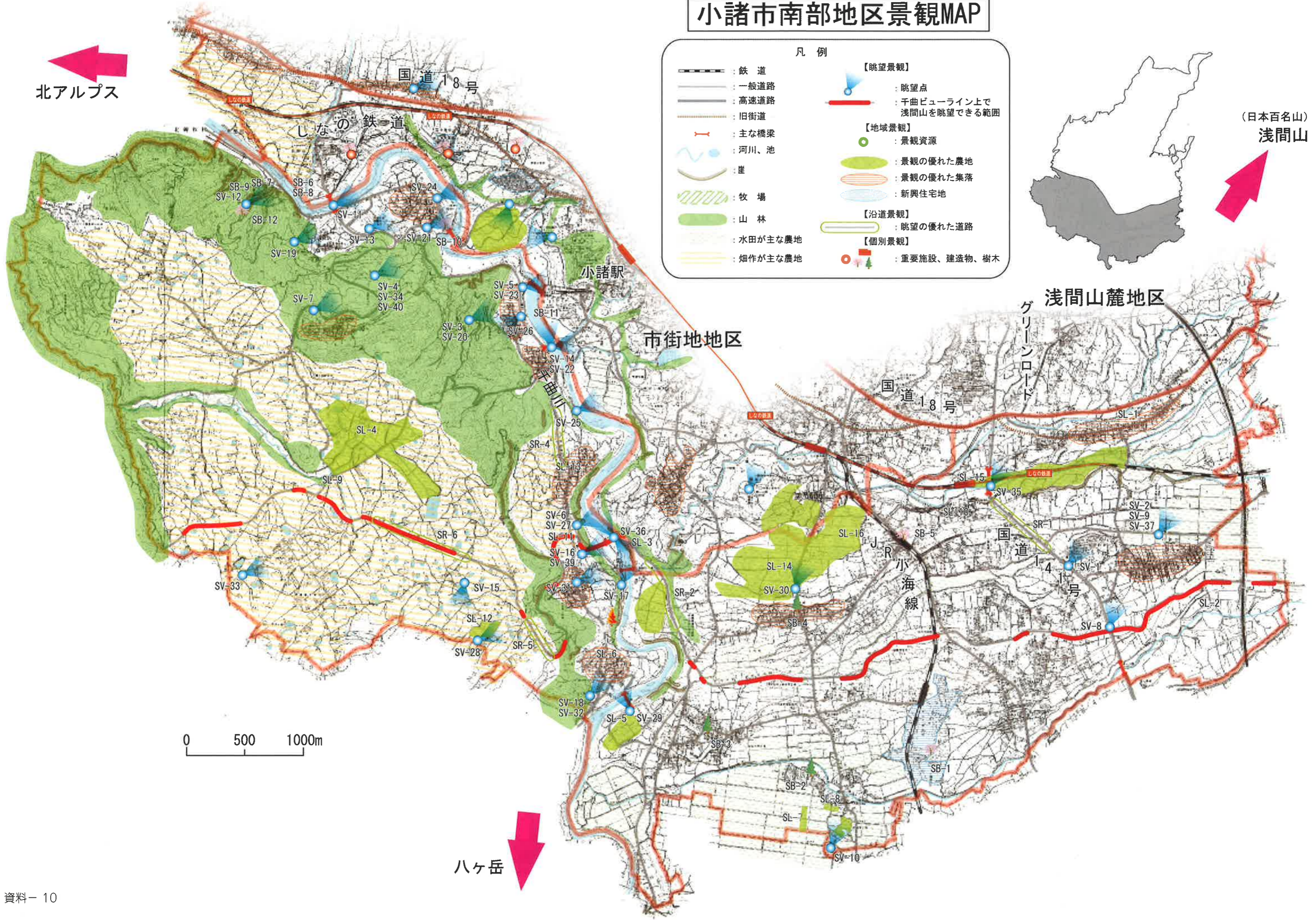
旧北国街道

田園風景



小諸市南部地区景観MAP

北アルプス



凡例

— (black dashed)	: 鉄道	● (blue)	: 眺望点
— (grey)	: 一般道路	— (red)	: 千曲ビューライン上で浅間山を眺望できる範囲
— (thick grey)	: 高速道路	● (green)	: 景観資源
— (dotted)	: 旧街道	— (green)	: 景観の優れた農地
— (red)	: 主な橋梁	— (orange)	: 景観の優れた集落
— (blue)	: 河川、池	— (blue)	: 新興住宅地
— (brown)	: 崖	— (yellow)	: 眺望の優れた道路
— (green wavy)	: 牧場	○ (red)	: 重要施設、建造物、樹木
— (green)	: 山林		
— (yellow)	: 水田が主な農地		
— (orange)	: 畑作が主な農地		



0 500 1000m

八ヶ岳

浅間山麓地区〈景観資源一覧表〉

【眺望景観】

浅間山麓地区

番号	視点場	見える要素	備考※
AV-1	グリーンロード	佐久平、八ヶ岳	WS
AV-2	小姓	浅間山	WS
AV-3	浅間サンライン(中沢大橋)	浅間山、紅葉の眺め	WS
AV-4	1000m林道(天池付近)	浅間山と蕎麦畑、八ヶ岳、蕎麦の花と樹氷	WS
AV-5	南ヶ原	佐久平、小諸市街、八ヶ岳	WS
AV-6	小諸高原ゴルフ場入り口	浅間山、八ヶ岳、富士山、アルプス、小諸市街(夜景)	WS
AV-7	小諸高校付近	浅間山の眺め	WS
AV-8	高峰高原	180度広がる小諸市街地	WS
AV-9	飯綱山	小諸市内、市街の夜景	WS
AV-10	飯綱山公園展望台	千曲川を挟んで構成された市街地広大な自然に囲まれたアルプスとのコラボレーション	WS
AV-11	浅間サンライン(北大井)	畑と浅間山、北アルプス	WS
AV-12	前掛山頂	佐久平、小諸市街	WS
AV-13	浅間山中腹	黒斑～Jバンド(浅間山の登山ルート)、湯の平	WS
AV-14	国道18号	小諸消防署と愛昇殿の間から見た浅間山、アルプス連峰	WS
AV-15	小諸ICより降りてきた道	小諸の街並み風景	WS
AV-16	浅間サンライン(南ヶ原)	浅間山	WS
AV-17	浅間サンライン(柏木上)	小諸・佐久平の眺望	WS
AV-18	東丸山	浅間山、高峰山、富士山、北アルプス、八ヶ岳、蓼科連峰	WS
AV-19	浅間サンライン(菱平)	小諸市街地、大久保地区を見渡せる	WS
AV-20	湯の平	浅間山	WS
AV-21	高峰山神社	浅間山麓と浅間山	WS
AV-22	菱野温泉	野口雨情の菱野小唄にうたわれた矢留の山	WS
AV-23	浅間サンライン(井子)	北アルプス	WS
AV-24	小諸商業第二グラウンド	布引と北アルプス	WS
AV-25	高峰山山頂	八ヶ岳、富士山、アルプス、小諸・佐久平一帯	眺望百選
AV-26	チェリーパークライン高山植物園前	八ヶ岳、アルプス、高峰高原	眺望百選
AV-27	高峰高原車坂峠付近	八ヶ岳、富士山、アルプス、夜景と星空	眺望百選
AV-28	市営火山館前	浅間山の外輪山、黒斑山、牙山	眺望百選
AV-29	黒斑山山頂	浅間山、八ヶ岳、富士山、湯の平	眺望百選
AV-30	前掛山	浅間山山頂、八ヶ岳、アルプス、小諸・佐久平一帯	眺望百選
AV-31	浅間サンライン菱野西久保交差点付近	浅間山と田園、特に冬の霧氷の朝	眺望百選
AV-32	飯綱山公園駐車場付近	浅間山、八ヶ岳、アルプス、千曲川、特に夕景	眺望百選
AV-33	小諸高原ゴルフ場付近一帯	浅間山、八ヶ岳、富士山、アルプス、特に夕景と市街地夜景	眺望百選
AV-34	インター小諸工業団地付近	浅間山、八ヶ岳、市街地	眺望百選
AV-35	平成の森マレットゴルフ場1番スタート地点	八ヶ岳連峰、佐久平の田園	眺望百選
AV-36	JA佐久浅間出荷場前	佐久平、田園、夜景、冬は北アルプス	眺望百選
AV-37	1000m林道、天池配水池付近	浅間山とソバ畑、八ヶ岳、夏のソバの花と冬の樹氷	眺望百選
AV-38	松井地区リンゴ林付近	リンゴ畑と浅間連峰	眺望百選
AV-39	北大井(浅間サンラインとグリーンロード交差点付近)	「南ヶ原の雄大な農地」八ヶ岳、佐久平も一望	絵になる
AV-40	菱平	棚田と高原美術館	絵になる
AV-41	菱平	ソバ畑と高原美術館	絵になる
AV-42	松井	松井リンゴ園と浅間連峰	絵になる
AV-43	塩野(乗瀬)	レタス畑と浅間山麓	絵になる
AV-44	西原	高原美術館と浅間山	絵になる
AV-45	飯綱山公園	小諸市街地又は市街地の夜景	1位
AV-46	飯綱山公園	浅間山	4位
AV-47	小諸市内	浅間山	5位

【眺望景観】

浅間山麓地区

番号	視点場	見える要素	備考※
AL-1	乙女スロープ(チェリーパークライン)	高峰のカラマツ林	WS
AL-2	後平	後平の集落	WS
AL-3	滝原	滝原の集落	WS
AL-4	平原	平原の田切地形	WS
AL-5	菱野	菱野の集落	WS
AL-6	糠地	糠地の溜池	WS
AL-7	諸	ブドウ畑	WS
AL-8	北大井	高原野菜畑とカラマツ林	WS
AL-9	菱野	菱野の棚田	WS
AL-10	菱野	西久保の集落	WS
AL-11	滝原	本郷の集落	WS
AL-12	チェリーパークライン(高峰温泉より下りる)	紅葉が大変素晴らしい	WS
AL-13	菱平 宇坪配水池付近	山村と山林の境界線に水平に走る「せぎ」	WS
AL-14	不動の滝付近	高峰の湧水が出るポイント	WS
AL-15	小姓	桃畑	WS
AL-16	深沢	古い広葉樹林	WS
AL-17	西原(旧道沿い)	西原の集落	WS
AL-18	チェリーパークライン高山植物園前	シラカバやダケカンバの紅葉	眺望百選
AL-19	深沢ダム広場付近	ダム湖と渓谷(特に紅葉時)	眺望百選
AL-20	菱野温泉郷、不動の滝	冬には10m以上の氷柱が見られる	眺望百選
AL-21	松井のリンゴ園	リンゴ畑	眺望百選
AL-22	中松井バス停付近	「守りたい田園風景」 田んぼのあぜの野生の花など	絵になる
AL-23	菱平	「初秋の棚田」	絵になる
AL-24	綿玉園(南ヶ原)	ヘメロカリス畑	絵になる
AL-25	石峠	レタス畑	絵になる

【沿道景観】

浅間山麓地区

番号	視点場	見える要素	備考※
AR-1	グリーンロード	佐久平、八ヶ岳	WS
AR-2	乙女スロープ(チェリーパークライン)	高峰のカラマツ林	WS
AR-3	1000m林道(南ヶ原付近)	日本最古のカラマツ林	WS
AR-4	1000m林道(天池付近)	浅間山と蕎麦畑、八ヶ岳、蕎麦の花と樹氷	WS
AR-5	小諸ICより降りてきた道	小諸のまち並み風景	WS
AR-6	浅間サンライン(南ヶ原)	浅間山	WS
AR-7	チェリーパークライン(高峰温泉より下りる)	紅葉が大変素晴らしい	WS

【個別景観】

浅間山麓地区

番号	視点場	見える要素	備考※
AB-1	1000m林道(南ヶ原付近)	日本最古のカラマツ林	WS
AB-2	藤塚	藤塚のケヤキ	WS
AB-3	諸	弁天清水	WS
AB-4	ワイン工場入り口付近	ケヤキ並木	WSAR-7

※:

「WS」: 市民会議で挙げた「良いと感じる景観」

「眺望百選」: 小諸眺望百選に選ばれた地点

「絵になる」: NPO法人小諸街並み研究会による、調査報告書「絵になる風景・写真レポート」に記載されたもの

「1位~7位」: 平成20年8月に実施した全戸対象の景観アンケート調査での「小諸で好きな景観」の上位

市街地地区〈景観資源一覧表〉

【眺望景観】

市街地地区

番号	視点場	見える要素	備考※
CV-1	花川	花川の桜と浅間山の眺望	WS
CV-2	南城公園近く	桃の花と浅間山	WS
CV-3	田町の田んぼ	降るような星空	WS
CV-4	本町 長野銀行から健速神社への小道	浅間山	WS
CV-5	田町2丁目	八ヶ岳連峰、北アルプス、夜景	WS
CV-6	古城から大久保橋までの道	田園風景と御牧の山	WS
CV-7	観光交流館	浅間山と屋根の眺望	WS
CV-8	大手門横通り	天気よければ富士山が見える(市街地ではまれ)	WS
CV-9	野岸	野岸の田んぼと浅間山	WS
CV-10	笠石	浅間山(現在は見えない)	WS
CV-11	国道18号	小諸消防署と愛昇殿の間から見た浅間山、アルプス連峰	WS
CV-12	北国街道(八十二銀行前)	高原美術館	WS
CV-13	町屋館みはらし庭	浅間山、北アルプス	WS
CV-14	小山敬三美術館入り口南側	「小山敬三美術館入り口南側」 木々の間から見える千曲川	眺望百選
CV-15	糠塚山頂上付近	浅間山、八ヶ岳、小諸市街地	眺望百選
CV-16	小諸城址水の手展望台	「千曲川旅情の旅」 千曲川大久保方面の夕日風景	絵になる
CV-17	本町交差点北	「本町まちはずれ 坂と山」 権兵衛坂と周辺のまち並み	絵になる
CV-18	足柄町駐車場、グランドキャッスルホテルの裏	「山と小諸」 市街地越しの高峰山、浅間連峰	絵になる
CV-19	古城	「坂」 小諸が坂の町であることを感じられる	絵になる
CV-20	小諸城址動物園側の橋	「小諸城址からのぞむ西浦ダム」 秋の紅葉と西浦ダムの組み合わせ	絵になる
CV-21	花川	「花川の桜」 高原美術館、浅間山が望まれる	絵になる
CV-22	乙女湖公園の小高い場所	「乙女湖公園からの浅間連峰遠望」 休耕田のタンポポの群生	絵になる
CV-23	西原	高原美術館と浅間山	絵になる
CV-24	本町	「本町通り北アルプス」 年に10回~15回槍ヶ岳が見える	絵になる
CV-25	加増	道路沿道の古い建物と八ヶ岳	絵になる
CV-26	小諸市内	浅間山	5位

【地域景観】

市街地地区

番号	視点場	見える要素	備考※
CL-1	両神団地	住宅団地の景観	WS
CL-2	芝生田	芝生田の集落	WS
CL-3	虚子の散歩道、小諸商業裏等	市街地に残る水田	WS
CL-4	小原	小原の集落	WS
CL-5	南城公園近く	桃畑	WS
CL-6	小諸城址駐車場	紅葉	WS
CL-7	田町	水田	WS
CL-8	与良	虚子の散歩道(水車小屋までの小道)	WS
CL-9	市町市川治療院横	新町方向の風景	WS
CL-10	市町裏町通り	山謙酒造の蔵周辺	WS
CL-11	野岸	野岸の田んぼ	WS
CL-12	本町通り	古い町並み	WS
CL-13	市街地から大久保橋に向かう道	「田園」	絵になる
CL-14	新町	「懐かしい道」 北国街道沿線のまち並み	絵になる
CL-15	東山	田園風景	絵になる

【沿道景観】

市街地地区

番号	視点場	見える要素	備考※
CR-2	与良	北国街道沿い	WS
CR-3	市街地から大久保橋に向かう道	「田園」	WS

【個別景観】

市街地地区

番号	視点場	見える要素	備考※
CB-1	花川沿い	川沿いの桜	WS
CB-2	中棚荘	はりこし亭 国登録有形文化財(建築物)	WS
CB-3	小諸城址	動物園	WS
CB-4	小諸城址	大手門 国重要文化財	WS
CB-5	小諸城址	三ノ門 国重要文化財	WS
CB-6	中棚荘	桜、紅葉	WS
CB-7	国道18号	車留夢の建物(喫茶店)	WS
CB-8	乙女湖公園付近	くつろげる公園、しなの鉄道	WS
CB-9	荒堀(ツルヤ東店)	桜並木	WS
CB-10	富士見平地区の公園	紅葉、桜がきれい	WS
CB-11	押出地区	桜並木	WS
CB-12	本町	ほんまち町屋館 国登録有形文化財(建築物)	WS
CB-13	市町	本陣問屋・脇本陣 国重要文化財	WS
CB-14	与良	大日堂	WS
CB-15	与良	郷倉	WS
CB-16	与良	小山邸(築400年)	WS
CB-17	与良	与良家(築360年)	WS
CB-18	与良	小山邸	WS
CB-19	与良	沢屋	WS
CB-20	与良	中吉	WS
CB-21	与良	虚子庵	WS
CB-22	与良	旧松屋(与良館)	WS
CB-23	与良	馬頭観音	WS
CB-24	大手	本陣主屋	WS
CB-25	市町	脇本陣	WS
CB-26	市町	古い酒蔵	WS
CB-27	小諸小諸城址の高台	桜	WS
CB-28	小諸駅歩道橋	「小諸市歩道橋より」小諸駅と線路、まち並み	絵になる
CB-29	光岳寺境内	「桜と光岳寺」	絵になる
CB-30	小諸城址	「桜の季節」石垣と桜の木	絵になる
CB-31	東中学校	「東中学校 通学路の桜」	絵になる
CB-32	乙女駅高架橋から南側	「山桜咲く乙女駅」	絵になる
CB-33	田町	「町家館うらせせらぎの散歩道より」町屋館裏	絵になる
CB-34	乙女湖公園の遊歩道周辺	「新緑萌える乙女湖」	絵になる

※：

「WS」：市民会議で挙げた「良いと感じる景観」

「眺望百選」：小諸眺望百選に選ばれた地点

「絵になる」：NPO法人小諸街並み研究会による、調査報告書「絵になる風景・写真レポート」に記載されたもの

「1位～7位」：平成20年8月に実施した全戸対象の景観アンケート調査での「小諸で好きな景観」の上位

小諸市南部地区〈景観資源一覧表〉

【眺望景観】

小諸市南部地区

番号	視点場	見える要素	備考※
SV-1	御影	国道141号沿いの田園と浅間山	WS
SV-2	御影地区(県道小諸借宿線)	浅間山	WS
SV-3	袴腰展望台	浅間山、小諸市街の眺望	WS
SV-4	あぐりの湯	浅間山	WS
SV-5	西浦ダム	浅間山	WS
SV-6	小諸大橋脇のそば屋の庭	千曲川と浅間山	WS
SV-7	愛宕山記念公園	浅間山	WS
SV-8	湧玉川橋北交差点付近	浅間連峰がよく見える	WS
SV-9	御影バイパス佐久市境付近	浅間山、田園、特に夕陽時	眺望百選
SV-10	市村先、佐久市境付近	浅間山と桃畑	眺望百選
SV-11	布引大橋脇大久保側	千曲川と浅間山、小諸市街地	眺望百選
SV-12	釈尊寺境内	布引観音と浅間山	眺望百選
SV-13	保養センターこもろ駐車場付近	浅間山、小諸市街地、特に冬の浅間連峰	眺望百選
SV-14	戻り橋脇、川辺地区側県道沿い	千曲川と浅間山、特に桜の時期	眺望百選
SV-15	御牧ヶ原、富士見池横	浅間山、富士山と池に映る蓼科連峰	眺望百選
SV-16	小諸大橋公園付近	浅間山、小諸市街地、屏風岩、大橋	眺望百選
SV-17	湯の瀬温泉付近	千曲川、吊り橋、大橋、特に紅葉時	眺望百選
SV-18	宮沢、金比羅神社	千曲川、浅間山、小諸市街地、特に新緑、紅葉時	眺望百選
SV-19	大久保、曼陀羅平付近	千曲川、浅間山、布引大橋、小諸市街地	眺望百選
SV-20	袴腰展望台	千曲川、浅間山、小諸市街地、小諸城址の森	眺望百選
SV-21	大久保	「浅間と小諸市街地」	絵になる
SV-22	戻り橋	「橋上から眺める千曲川」	絵になる
SV-23	千曲小学校裏	「西浦ダム」西浦ダムと対岸と浅間連峰のパノラマ	絵になる
SV-24	小諸浄化センター付近	「浅間のパノラマ」	絵になる
SV-25	久保	「千曲川と浅間山」	絵になる
SV-26	西浦	近傍の新緑と山並み	絵になる
SV-27	小諸大橋脇のそば屋裏手にある庭園	「雲流れる旅情のまち」小諸市街と浅間連峰	絵になる
SV-28	御牧ヶ原(佐久市境)	「御牧ヶ原の菜の花と浅間山」南側に蓼科山が遠望	絵になる
SV-29	宮沢橋付近	「美しい集落(宮沢)」右手奥には小諸高原美術館が望まれる	絵になる
SV-30	森山	「赤ソバが咲く(森山)」浅間連峰も望まれる	絵になる
SV-31	大杭	千曲川越の浅間連峰	絵になる
SV-32	宮沢金比羅神社	「宮沢金毘羅神社」水田と千曲川の流れ	絵になる
SV-33	御牧ヶ原(東御・佐久市境付近)	いちご平と高峰の山並み	絵になる
SV-34	あぐりの湯	「あぐりの湯の紫陽花」	絵になる
SV-35	平原大橋	浅間連峰	絵になる
SV-36	小諸大橋	千曲川	2位
SV-37	御影地区	浅間山	3位
SV-38	小諸市内	浅間山	5位
SV-39	小諸大橋	浅間山	6位
SV-40	あぐりの湯	浅間山	7位

【沿道景観】

小諸市南部地区

番号	視点場	見える要素	備考※
SR-1	御影	国道141号からの風景	WS
SR-2	森山(千曲ビューライン)	千曲川対岸の紅葉景色	WS
SR-3	県道や歩道の花いっぱい運動	沿道植栽	WS
SR-4	県道八幡・小諸線	小諸市街地の夜景	WS
SR-5	千曲ビューライン	小諸大橋方面の景観 春の桜、秋の紅葉	WS
SR-6	御牧ヶ原(千曲ビューライン)	「千曲ビューライン」畑と溜池	絵になる

【地域景観】

小諸市南部地区

番号	視点場	見える要素	備考※
SL-1	平原	平原の集落	WS
SL-2	御影南側(中部横断自動車道)	ミズオオバコとホタル	WS
SL-3	小諸大橋周辺	千曲川沿いの直立する法面	WS
SL-4	川辺	田園風景	WS
SL-5	宮沢 金比羅神社	千曲川対岸の秋の田園風景	WS
SL-6	宮沢	宮沢の集落	WS
SL-7	市区から塚原に行く農道	浅間山と手前の民家(市村集落)との調和	WS
SL-8	市村先、佐久市境付近	浅間山と桃畑	眺望百選
SL-9	御牧ヶ原白山バス停付近	田園、特に夏の螢の時期	眺望百選
SL-10	一ツ谷付近の崖上	「田園の中を走るしなの鉄道」	絵になる
SL-11	小諸大橋	屏風岩	絵になる
SL-12	御牧ヶ原(佐久市境)	「御牧ヶ原の菜の花と浅間山」 南側に蓼科山が遠望	絵になる
SL-13	久保	「土蔵と石垣と花(久保)」 里山のイメージにあてはまると思われる風景	絵になる
SL-14	森山	「赤ソバが咲く(森山)」 浅間連峰も望まれる	絵になる
SL-15	平原大橋	平原駅と田園	絵になる
SL-16	三岡(森山付近)	リンゴ園、田園風景	絵になる

【個別景観】

小諸市南部地区

番号	視点場	見える要素	備考※
SB-1	和田工業団地	桜	WS
SB-2	市村	松の木	WS
SB-3	耳取	庭の植栽	WS
SB-4	森山	庭の植栽	WS
SB-5	三岡駅	桜	WS
SB-6	布引	布引鉄道跡の橋脚	WS
SB-7	布引	桜、カタクリの花	WS
SB-8	旧布引鉄道敷道路先、押出公民館そば	旧布引鉄道の橋脚と川の流れ	眺望百選
SB-9	布引観音境内	釈尊寺観音堂宮殿 国宝 国重要文化財	眺望百選
SB-10	大久保橋脇	「新旧の橋と桜」	絵になる
SB-11	西浦ダム湖	「ダム湖より望む」	絵になる
SB-12	布引観音境内	「釈尊寺と桜」「新緑の布引釈尊寺」	絵になる
SB-13	平原大橋	平原駅と田園	絵になる

※：

「WS」：市民会議で挙がった「良いと感じる景観」

「眺望百選」：小諸眺望百選に選ばれた地点

「絵になる」：NPO法人小諸街並み研究会による、調査報告書「絵になる風景・写真レポート」に記載されたもの

「1位～7位」：平成20年8月に実施した全戸対象の景観アンケート調査での「小諸で好きな景観」の上位

4. 景観法（抜粋）

景観法

（平成十六年六月十八日法律第百十号） 最終改正：平成二十一年六月二四日法律第五七号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

- 2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。
- 3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。
- 4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。
- 5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（住民の責務）

第六条 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第二章 景観計画及びこれに基づく措置

第一節 景観計画の策定等

（景観計画）

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

- 一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
 - 二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
 - 三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
 - 四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
 - 五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域
- 2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）

- 二 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 三 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 四 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）
- 五 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの
 - イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
 - ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和三十五年法律第二百十八号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和三十五年法律第百三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第九条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項
- ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの
 - (1) 道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の基準
 - (2) 河川法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（これらの規定を同法百条第一項において準用する場合を含む。）の許可の基準
 - (3) 都市公園法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可の基準
 - (4) 海岸法第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の許可の基準
 - (5) 港湾法第三十七条第一項の許可の基準
 - (6) 漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可の基準
- 二 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- ホ 自然公園法第十三条第三項、第十四条第三項又は第二十四条第三項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。）
- 六 その他国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定める事項
- 3 前項第三号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。
 - 一 第十六条第一項第四号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為
 - 二 次に掲げる制限であって、第十六条第三項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの
 - イ 建築物又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）の制限
 - ロ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
 - ハ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
 - ニ その他第十六条第一項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限
- 4 景観計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければならない。
- 5 景観計画は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画（当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。）との調和が保たれるものでなければならない。
- 6 都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。
- 7 市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあつては、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。
- 8 景観計画に定める第二項第五号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならない。
- 9 第二項第五号ニに掲げる事項を定める景観計画は、同項第一号、第二号及び第五号ニに掲げる事項並びに同項第六号に掲げる事項のうち農林水産省令で定める事項に係る部分については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあつては、農業振興地域整備計画（同法第八条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならない。
- 10 景観計画に定める第二項第五号ホに掲げる事項は、自然公園法第二条第五号に規定する公園計画に適合するものでなければならない。

（策定の手続）

第九条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させる

ために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第五号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第五号ホに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国立公園等管理者（国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。
- 6 景観行政団体は、景観計画を定めるときは、その旨を告示し、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、これを当該景観行政団体の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。
- 7 前各項の規定は、景観行政団体が、景観計画を定める手続に関する事項（前各項の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
- 8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（特定公共施設の管理者による要請）

第十条 特定公共施設の管理者は、景観計画を策定し、又は策定しようとする景観行政団体に対し、当該景観計画に係る景観計画区域（景観計画を策定しようとする景観行政団体に対しては、当該景観行政団体が策定しようとする景観計画に係る景観計画区域となるべき区域）内の当該管理者の管理に係る特定公共施設について、これを景観重要公共施設として当該景観計画に第八条第二項第五号ロ又はハに掲げる事項を定めるべきことを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る景観計画の部分の素案を添えなければならない。

2 景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者は、景観行政団体に対し、当該景観計画について、第八条第二項第五号ロ又はハに掲げる事項の追加又は変更を要請することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。

3 景観行政団体は、前二項の要請があった場合には、これを尊重しなければならない。

（住民等による提案）

第十一条 第八条第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前二項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ている場合に、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、行うものとする。

（景観協議会）

第十五条 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。）は、景観協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 第一項前段の協議を行うための会議において協議がととのった事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二節 行為の規制等

(届出及び勧告等)

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
 - 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
 - 三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為
 - 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
- 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。
- 4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあった日から三十日以内にしなければならない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。
- 6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとすべき措置について協議を求めることができる。
- 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為
 - 四 景観計画に第八条第二項第五号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
 - 五 景観重要公共施設について、第八条第二項第五号ハ（１）から（６）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
 - 六 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
 - 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第五号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
 - 八 第六十一条第一項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等
 - 九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
 - 十 地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第三十二条第二項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第二項第四号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第二号に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為
 - 十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

(変更命令等)

第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

- 2 前項の処分は、前条第一項又は第二項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から三十日以内に限り、することができる。
- 3 第一項の処分は、前条第一項又は第二項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。
- 4 景観行政団体の長は、前条第一項又は第二項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第二項の期間内に第一項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、九十日を超えない範囲でその理由が存続する間、第二項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第一項又は第二項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。
- 5 景観行政団体の長は、第一項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。
- 6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 7 景観行政団体の長は、第一項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
- 8 第六項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
- 9 第七項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（行為の着手の制限）

第十八条 第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から三十日（特定届出対象行為について前条第四項の規定により同条第二項の期間が延長された場合にあっては、その延長された期間）を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第百二条第四号において同じ。）に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第一項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。

- 2 景観行政団体の長は、第十六条第一項又は第二項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。

第三節 景観重要建造物等

第一款 景観重要建造物の指定等

（景観重要建造物の指定）

第十九条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第二十一条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

- 3 第一項の規定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

（景観重要建造物の指定の提案）

第二十条 景観計画区域内の建造物の所有者は、当該建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

- 2 第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（以下この節及び第五節において「景観整備機構」という。）は、景観計画区域内の建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該建造物の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。

- 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る建造物について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で

定める基準等に照らし、景観重要建造物として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

(指定の通知等)

第二十一条 景観行政団体の長は、第十九条第一項の規定により景観重要建造物を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要建造物の所有者（当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要建造物の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、第十九条第一項の規定による景観重要建造物の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(現状変更の規制)

第二十二条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

3 景観行政団体の長は、第一項の許可の申請があった場合において、当該景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

4 第一項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長に協議しなければならない。

(景観重要建造物の所有者の管理義務等)

第二十五条 景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。

第二款 景観重要樹木の指定等

(景観重要樹木の指定)

第二十八条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第三十条第一項において同じ。）の意見を聴かななければならない。

3 第一項の規定は、文化財保護法 の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

(景観重要樹木の指定の提案)

第二十九条 景観計画区域内の樹木の所有者は、当該樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。この場合において、当該樹木に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 景観整備機構は、景観計画区域内の樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る樹木について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要樹木として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

(指定の通知等)

第三十条 景観行政団体の長は、第二十八条第一項の規定により景観重要樹木を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要樹木の所有者（当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要樹木の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、第二十八条第一項の規定による景観重要樹木の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(現状変更の規制)

第三十一条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。た

だし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 第二十二條第二項から第四項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同條第二項及び第三項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

(景観重要樹木の所有者の管理義務等)

第三十三條 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。

第三款 管理協定

(管理協定の締結等)

第三十六條 景観行政団体又は景観整備機構は、景観重要建造物又は景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。第四十二條第一項において同じ。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うことができる。

- 一 管理協定の目的となる景観重要建造物（以下「協定建造物」という。）又は管理協定の目的となる景観重要樹木（以下「協定樹木」という。）
- 二 協定建造物又は協定樹木の管理の方法に関する事項
- 三 管理協定の有効期間
- 四 管理協定に違反した場合の措置

第四節 景観重要公共施設の整備等

(景観重要公共施設の整備)

第四十七條 景観計画に第八條第二項第五号口の景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行われなければならない。

第五節 景観農業振興地域整備計画等

(景観農業振興地域整備計画)

第五十五條 市町村は、第八條第二項第五号二に掲げる基本的な事項が定められた景観計画に係る景観計画区域のうち農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第六條第一項の規定により指定された地域をいう。）内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地（同法第三條第一号に規定する農用地をいう。以下同じ。）及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農業振興地域整備計画を定めることができる。

第三章 景観地区等

第一節 景観地区

第一款 景観地区に関する都市計画

第六十一條 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に、景観地区を定めることができる。

2 景観地区に関する都市計画には、都市計画法第八條第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、第一号に掲げる事項を定めるとともに、第二号から第四号までに掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。この場合において、これらに相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該都市計画は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。

- 一 建築物の形態意匠の制限
- 二 建築物の高さの最高限度又は最低限度
- 三 壁面の位置の制限
- 四 建築物の敷地面積の最低限度

第二款 準景観地区

(準景観地区の指定)

第七十四條 市町村は、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るため、準景観地区を指定することができる。

第三款 地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限

第七十六條 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において、建築物又は工作物（以下この条において「建築物等」という。）の形態意匠の制限が定められている区域に限る。）内における建築物等の形

態意匠について、政令で定める基準に従い、条例で、当該地区計画等において定められた建築物等の形態意匠の制限に適合するものとしなければならないこととすることができる。

第四章 景観協定

(景観協定の締結等)

第八十一条 景観計画区域内の一団の土地（公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。）の所有者及び借地権を有する者（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。以下「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下この章において「土地所有者等」という。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定（以下「景観協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 景観協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 景観協定の目的となる土地の区域（以下「景観協定区域」という。）

二 良好な景観の形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの

イ 建築物の形態意匠に関する基準

ロ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準

ハ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準

ニ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項

ホ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準

ヘ 農用地の保全又は利用に関する事項

ト その他良好な景観の形成に関する事項

三 景観協定の有効期間

四 景観協定に違反した場合の措置

3 景観協定においては、前項各号に掲げるもののほか、景観計画区域内の土地のうち、景観協定区域に隣接した土地であって、景観協定区域の一部とすることにより良好な景観の形成に資するものとして景観協定区域の土地となることを当該景観協定区域内の土地所有者等が希望するもの（以下「景観協定区域隣接地」という。）を定めることができる。

4 景観協定は、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

第五章 景観整備機構

(指定)

第九十二条 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

4 景観行政団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

5. 小諸市景観条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 景観計画の策定等（第6条－第10条）
- 第3章 行為の規制等（第11条－第23条）
- 第4章 景観重要建造物等
 - 第1節 景観重要建造物の指定等（第24条－第28条）
 - 第2節 景観重要樹木の指定等（第29条－第33条）
- 第5章 自主的活動の支援（第34条－第37条）
- 第6章 景観審議会（第38条－第44条）
- 第7章 雑則（第45条）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）に基づく景観計画の策定、行為の規制その他良好な景観の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、浅間山麓の豊かな自然と歴史・文化が醸し出す小諸の景観形成を図り、もって未来につなぐ魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 良好な景観を保全し、育成し、活用し、若しくは創造すること又は現に存在する景観を改善することをいう。
- (2) 建築物 法第7条第2項に規定する建築物をいう。
- (3) 建築等 法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。
- (4) 公共施設 法第7条第4項に規定する公共施設をいう。
- (5) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物以外の物で次に掲げるものをいう。
 - ア コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
 - イ 自動車車庫の用途に供する施設
 - ウ 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設
 - エ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
 - オ 電気供給又は電気通信のための施設
 - カ その他市長が認めたもの
- (6) 建設等 法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。
- (7) 開発行為等 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為その他景観法施行令（平成16年政令第398号）で定める行為をいう。
- (8) 大規模特定行為 建築物の建築等、工作物の建設等又は開発行為等で次に掲げるものをいう。
 - ア 延床面積3,000㎡又は高さ18mを超える建築物の建築等
 - イ 築造面積3,000㎡又は高さ30mを超える工作物の建設等
 - ウ 面積5,000㎡を超える開発行為等

（市の責務）

第3条 市長は、法第2条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成を推進するための施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市長は、前項の施策の策定及びその実施に当たっては、市民の意見が反映されるよう努めなければならない

ない。

3 市長は、建築物の建築等及び公共施設の整備を行うときは、良好な景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

4 市長は、市民及び事業者の良好な景観に関する意識の高揚を図るため、知識の普及その他必要な措置を講ずるとともに、市民及び事業者の良好な景観の形成に資する活動を支援するよう努めなければならない。
(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自らが景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、地域の景観に与える影響を認識し、積極的に良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画の策定等

(景観計画の策定)

第6条 市長は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画（法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）を策定するものとする。

(策定の手続き)

第7条 市長は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、第38条に規定する小諸市景観審議会（この章、次章及び第4章において「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

(計画提案を行うことができる団体等)

第8条 法第11条第2項の条例で定める団体は、法第15条第1項の規定により組織された景観協議会及び第34条第1項の規定により認定された景観形成市民団体とする。

(計画提案に対する判断等)

第9条 市長は、法第11条第1項又は第2項の規定による提案があった場合において、法第12条の規定による判断をするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の提案を行った者は、審議会の会議に出席し、当該提案に関する意見を述べることができる。

(景観形成重点地区)

第10条 市長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域内において、景観形成が特に必要と認められる地区について、景観形成重点地区を定めることができる。

2 景観形成重点地区は、次の各号に掲げる地区のうち、特に重点的に景観形成を図る必要がある地区とする。

- (1) 優れた眺望景観を有する地区
- (2) 歴史的特徴のある景観を有する地区
- (3) 自然と調和した景観を有する地区
- (4) 主要な幹線道路、河川等に沿って特徴のある景観を有する地区
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が景観形成上必要と認める地区

第3章 行為の規制等

(景観計画への適合)

第11条 景観計画区域内における建築等、建設等又は開発行為等の行為をしようとする者は、当該建築物、工作物又は開発行為等を景観計画における景観形成基準に適合させるよう努めなければならない。

(行為の届出)

第12条 前条の行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(届出が必要なその他の行為)

第13条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観法施行令第4条第1号及び第4号に規定する行為とする。

(届出を要しない行為)

第14条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 仮設の建築物の建築等
- (2) 農業、林業又は漁業を営むために行う土地の形質の変更
- (3) 公共施設又は鉄道若しくは軌道を整備するために行う工作物の建設等又は土地の形質の変更
- (4) 屋外における土砂、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの
 - ア 農業、林業又は漁業を営むために行うもの
 - イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
- (5) 法第16条第1項の届出を要する行為で、規則で定める規模以下のもの
- (6) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定める行為

(助言及び指導等)

第15条 市長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言若しくは指導をし、又は当該届出に係る行為の現況について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により助言又は指導をしようとする場合において必要と認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(勧告)

第16条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとする場合において必要と認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(勧告に従わなかった旨の公表)

第17条 市長は、前条の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の公表に当たっては、当該者に意見陳述の機会を与えたうえで、審議会の意見を聴かなければならない。

(特定届出対象行為)

第18条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に規定する行為(第14条第5号に該当するものを除く。)とする。

(変更命令等)

第19条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による変更命令等をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(行為の着手日の短縮)

第20条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合していると認めるときは、速やかに、当該届出をした者に対し法第18条第2項の規定により期間を短縮する旨の通知をしなければならない。

(事前協議)

第21条 第12条の規定による届出をしようとする者で、大規模特定行為をしようとするものは、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に協議しなければならない。

(事前協議の指導等)

第22条 市長は、前条の規定による協議があったときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 市長は、前条の規定による協議があったときは、審議会の意見を求めることができる。

3 市長は、良好な景観を形成するために必要があると認めるときは、前条に掲げる行為をしようとする者に対し、必要な報告を求めることができる。

(空地等に係る助言、指導及び勧告)

第23条 市長は、良好な景観を著しく阻害している空地、建築物又は工作物について、その所有者、占有者又は管理者に対し、良好な景観形成に配慮した利用又は管理を図るよう助言、指導及び勧告をすることができる。

第4章 景観重要建造物等

第1節 景観重要建造物の指定等

(景観重要建造物の指定の手続)

第24条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第25条 法第25条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(原状回復命令等の手続)

第26条 市長は、法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第27条 市長は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(指定の解除の手続)

第28条 市長は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第2節 景観重要樹木の指定等

(景観重要樹木の指定の手続)

第29条 市長は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第30条 法第33条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪(せん)定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(原状回復命令等の手続)

第31条 市長は、法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第32条 市長は、法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(指定の解除の手続)

第33条 市長は、法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第5章 自主的活動の支援

(景観形成市民団体)

第34条 市長は、一定の区域内において、良好な景観形成を図ることを目的とする市民等が構成する団体で、規則で定める要件を満たすものを景観形成市民団体に認定することができる。

2 景観形成市民団体の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、景観形成市民団体が第1項の要件に該当しなくなったと認めるとき、その他景観形成市民団体として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(表彰)

第35条 市長は、良好な景観の形成に著しく寄与していると認められる建築物等その他のものについて、その所有者、事業者等を表彰することができる。

2 市長は、前項に定める者のほか、良好な景観の形成に著しく寄与すると認められる行為を行った者を表彰することができる。

(景観形成に係る助成等)

第36条 市長は、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、専門家の派遣若しくは技術的な援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を助成することができる。

(景観形成住民協定)

第37条 市長は、市民又は土地、建築物の所有者及び権限を有する者が景観の形成に関する住民協定を締結した場合において、その内容が地域の景観の形成の推進に資するものであると認めるときは、当該協定を景観形成住民協定として認定するものとする。

2 市長は、前項の規定により景観形成住民協定を認定したときは、その概要を公表するものとする。

第6章 景観審議会

(設置)

第38条 良好な景観の形成に関し、必要な事項を調査及び審議するため、小諸市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第39条 審議会は、この条例に定めるもののほか、市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第40条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 市民
- (4) 市長が必要と認める者

3 前項第3号に掲げる市民は、小諸市自治基本条例（平成22年小諸市条例第1号）第3条第1号に規定する市民のうち公募に応じたものとする。

(任期)

第41条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第42条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第43条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第44条 審議会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

第7章 雑 則

(補則)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年9月1日から施行する。ただし、第11条から第37条までの規定は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第32条第1項の規定により長野県知事の認定を受けている景観育成住民協定は、第37条第1項の規定により市長の認定を受けた景観形成住民協定とみなす。

(小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年小諸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

(省略)

6. 用語説明

【ア】

NPO（エヌピーオー） 〈記載ページ：P 1－10他〉

“NonProfit Organization”の略で、直訳すると「非営利団体」。非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

浅間山麓景観育成重点地域景観計画 〈記載ページ：P 2－2〉

長野県で平成18年4月1日に発効された。信州の景観の骨格や顔となる地域について、地域の景観の特性や地域の自然、歴史、文化、風土等の諸条件を踏まえて、きめ細かくかつ総合的な景観の育成を行うため、浅間山麓周辺の市町村（小諸市、東御市、御代田町、軽井沢町）を景観重点地域に定め、都市地域、沿道地域、田園地域、山地高原地域に区分し、それぞれの地域にあった景観育成計画の方針を示している。

意匠 〈記載ページ：P 4－11他〉

外観（デザイン）のこと。

屋外広告物法 〈記載ページ：P 2－2〉

昭和24年6月3日に制定され、良好な景観の形成・風致の維持、公衆に対する危害の防止のため、「屋外広告物の表示」、「屋外広告物を掲出する物件の設置と維持」、「屋外広告業」について、必要な規制の基準を定めることを目的としている。

【カ】

外来種 〈記載ページ：P 4－6〉

他地域から人為的に持ち込まれた生物。近年では植物のアレチウリ、オオブタクサなどが繁茂して在来の生態系に影響を与えている。

軽石流（かるいしりゅう） 〈記載ページ：P 1－2〉

噴火の際に流れ出た火砕流の一種で、軽石の塊が多く含まれるもの。

景観計画 〈記載ページ：P 2－1他〉

景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るため定めた計画。景観法の基本となる仕組みであり、（1）景観計画区域、（2）景観計画区域における良好な景観の保全・形成に関する方針、（3）良好な景観の保全・形成のための行為の制限に関する事項、（4）景観重要建造物・樹木の指定の方針等を定めることとされている。

景観計画区域 〈記載ページ：P 3－1他〉

景観計画において定められた景観計画の対象となる区域のこと（景観法第8条第1項）。

景観協議会 〈記載ページ：P 8－1他〉

景観行政団体、景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構により組織された協議会（景観法第1

5条)で、景観計画区域における良好な景観の形成のために必要な協議を行う。

景観協定 〈記載ページ：P 1 - 10他〉

景観法の規定に基づき、景観区域内の一団の土地の所有者、借地権者の全員の合意により結ばれた、良好な景観の形成に関する協定。良好な景観の形成に関する事柄をソフト面まで含めて、住民間の協定により一体的に定めることができる仕組みであり、住民間の契約であるという協定の特質から、景観計画区域で定めることができない事柄についても定めることが可能。

景観行政団体 〈記載ページ：P 6 - 1他〉

景観行政団体には、景観計画の策定や景観計画に伴う措置等景観法全般の行政を担う地方公共団体のことで、指定都市又は中核市以外の市町村（特別区を含む）でも、景観行政を担当することについて都道府県と協議してその同意を得た場合は、景観行政団体になる（景観法第7条）。

景観重要公共施設 〈記載ページ：P 7 - 1〉

道路、河川、都市公園、海岸、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で良好な景観の形成に重要なものとして定めたもの。良好な景観を形成する観点から、景観計画に、それぞれの施設に係る許可の基準（道路の占用許可、河川の占用・土石の採取・工作物等の新設及び許可、公園管理者以外が行う公園施設の設置等）を定めることができる。

景観重要建造物 〈記載ページ：P 6 - 1他〉

景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物（景観法第19条）。景観行政団体の長が指定する際には、当該建造物の所有者の意見を聴くことが義務づけられている。

景観重要樹木 〈記載ページ：P 6 - 1他〉

景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木（景観法第28条）。景観行政団体の長が指定する際には、当該樹木の所有者の意見を聴くことが義務づけられている。

景観整備機構 〈記載ページ：P 8 - 3〉

景観法に基づく景観区域において、良好な景観の保全・形成に関して様々な活動を行うNPO法人や公益法人等の団体で、景観行政団体から景観整備機構として指定された団体。

景観地区 〈記載ページ：P 8 - 3〉

景観法において市町村が、都市計画区域または準都市計画区域内において、市街地の良好な景観形成を図るために、都市計画に定める地区。地域地区の種類、位置、区域及び面積を定めるとともに、建築物の形態意匠に関する制限を定める必要がある。

景観法 〈記載ページ：P 2 - 1他〉

日本初の景観に関する総合的な法律として平成16年6月制定。（施行は12月）内容として以下を定める。（1）良好な景観の保全・形成に関する基本理念や住民、事業者、行政の責務。（2）景観計画の策定手続きや土地利用に係る行為規制。（3）景観重要建造物、景観重要樹木といったランドマー

クの保全。(4) 景観重要公共施設の景観計画に即した整備。(5) 景観地区の指定等都市計画との調整。(6) 景観協定、景観整備機構等の仕組み。

建築基準法 〈記載ページ：P 2 - 2 他〉

昭和25年5月24日制定された築法規の根幹を成す法律。この法律の下には、建築基準法施行令・建築基準法施行規則・建築基準法関係告示が定められており、建築物を建設する際や建築物を安全に維持するための技術的基準などの具体的な内容が示されている。

光源 〈記載ページ：P 5 - 1 1 他〉

ライト等により自ら光る物体や機械。

高度地区 〈記載ページ：P 4 - 1 0〉

都市計画法により建築物の高さの最高あるいは最低の限度が定められている地区。具体的内容については市町村が決定する。

小諸市景観審議会 〈記載ページ：P 4 - 1 0 他〉

優れた景観を保全または創造することに関して審議するために設置された機関。設置は景観条例第29条で定められており、景観形成に関し学識経験を有する者、民間緒機関の代表者、市長に認められた者で構成される。

小諸市景観形成基本計画 〈記載ページ：P 1 - 1 0 他〉

小諸市で平成8年12月に発効され、長野県景観条例を基本として、小諸市を特徴づける環境・景観の創造といった観点から具体的な方策や行動の方向性を、総合計画の基本構想・基本計画との整合を図りながら策定したもの。本景観計画の基となる基本計画。

小諸市総合計画 〈記載ページ：P 2 - 2 他〉

これからの小諸市を見据えた、行政運営の最も基本となる計画。基本構想（これからの小諸市を見据えた中での施政方針）と基本計画（その方針に基づく施策と事業）で構成されている。

小諸市都市計画マスタープラン 〈記載ページ：P 2 - 2〉

平成4年の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。市町村会議を経て定められた市町村の基本構想、及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して、市町村が定めることになっている。

小諸市都市計画審議会 〈記載ページ：P 4 - 1 0〉

都市計画法の規定により、小諸市の都市計画行政の円滑なる運営をはかるため、識見を有する者、市議会の議員、関係行政機関の職員等により構成される審議会。

小諸城址 〈記載ページ：P 1 - 1 他〉

武田信玄が配下の山本勘助と馬場信房に命じ築城したのが現在の小諸城跡。小諸城は全国でも珍しい城下町より低い位置に築かれた穴城で、浅間山の火山灰でできているため水堀を用いず、崩れやすい断崖を天然の要害とした城であった。現在、小諸城跡は懐古園という有名な観光地となり、大勢の

観光客で賑わっている。懐古園の正門となっている三の門と、小諸駅北側に建つ大手門が現存し、ともに国の重要文化財。

【サ】

地色 〈記載ページ：P 5 - 1 1 他〉

看板等に使用されている色のうち、使用面積が最大のもの。

自然公園法 〈記載ページ：P 2 - 2 他〉

昭和32年に制定され、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資すること及び、国立公園・国定公園・都道府県立自然公園からなる自然公園を指定し、自然環境の保護と、快適な利用を推進することを目的として定められた。自然公園では、地域の自然環境の実情に応じて、どのような保護や利用を行うか計画するため、「公園計画」を策定している。この公園計画では、保護や利用について以下のような地区を設定し管理を行っている。

- ・特別地域（公園の風致を維持するための地域。用途に応じて、第一種から第三種まで区別がある）
- ・特別保護地区（特別地域内で、特に重要な地区。樹木の損傷、家畜の放牧、たき火等には許可が必要となる）
- ・海中公園地区（海中の景観を維持するための地区）
- ・普通地区（その他の地域で、公告の掲示や工作物の新築・改築、土地の形状の変更等は届出が必要）

視点場 〈記載ページ：P 4 - 8 他〉

視点である人が位置する場所。ビューポイントとも言う。

樹容 〈記載ページ：P 6 - 1 〉

樹種（樹木の種類）、樹高（樹木の高さ）、樹冠（樹木の枝と葉の集まり）を総合して見た姿。

準景観地区 〈記載ページ：P 8 - 3 〉

景観法において市町村が、都市計画区域および準都市計画区域外の景観計画区域準ずる景観を準景観地区として指定する。準景観地区内において、条例で、景観地区に準ずる規制を行うことができる。

スカイライン 〈記載ページ：P 5 - 5 他〉

山や建物などの空を区切った輪郭線のこと。

【タ】

田切地形（浸食谷） 〈記載ページ：P 1 - 2 〉

浅間火山から放出された柔らかい噴出物を河川が削ってできた地形で、凹の字をしており、底は平らな谷地形が発達している。谷底は水田に利用されていることが多い。

棚田 〈記載ページ：P 1 - 5 他〉

傾斜地にある稲作地のこと。傾斜がきつい土地で、耕作単位が狭い田が規則的に集積し、それらが一望の下にある場合は千枚田（せんまいだ）とも呼ばれる。また、田んぼが段となって作られていることから、段々畑（だんだんばたけ）とも呼ばれている。

千曲川のスケッチ 〈記載ページ：P 1－6他〉

島崎藤村の写生文。藤村が小諸義塾に赴任した際に、小諸を中心とした千曲川一帯の自然やそこに住む人々の暮らしを鮮やかに描写したもの。

「千曲川の眺望はその楼上の欄（てすり）に倚りながら窓（ほしいま）に賞することが出来る。対岸に煙の見えるのは大久保村だ。その下に見える釣橋（つりばし）が戻り橋だ。川向から聞える朝々の鶏の鳴声、毎晩農村に点（つ）く灯（あかり）の色、種々（いろいろ）思いやられる。」

「千曲川のスケッチ」より

千曲川旅情の歌 〈記載ページ：P 1－9〉

島崎藤村の詩で、この詩に作曲した歌曲も有名である。この詩は「秋風の歌」や「椰子の実」と並んで藤村の秀作とされ、詩に歌われた小諸城址に歌碑が建立されている。

「小諸なる古城のほとり 雲白く遊子（ゆうし）悲しむ
緑なすはこべは萌えず 若草も籍（し）くによしなし
しろがねの袂（ふすま）の岡辺（おかべ） 日に溶けて淡雪流る」

「小諸なる古城のほとり」落梅集より

築造面積 〈記載ページ：P 5－2〉

工作物を真上から見たときの面積（水平投影面積）。

眺望景観 〈記載ページ：P 1－3他〉

ある視点場（ビューポイント）からの視対象（眺められる対象物、山や川など）を眺望したときに視覚で捉えられる景観をいう。通常はかなり広い範囲が眺望の対象で、遠景（遠くに見える景観）、中景（遠景と近景の中間に位置する景観）、近景（視点場の近くに見られる景観）から構成される。

道路法 〈記載ページ：P 2－2〉

昭和27年6月10日に制定され、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的としている。

特定外観意匠 〈記載ページ：P 5－2〉

公衆の関心を引く目的で外観に施される形態または色彩その他の意匠。ただし、30日を超えて継続しないものを除く。

特定届出対象行為 〈記載ページ：P 5－1〉

景観法第16条第1項及び第2項に規定する建築物や工作物の新築、増築等の行為でありこの内、形態意匠の制限に適合しない場合は、設計の変更や、その他の措置をとるよう命令の対象となる。

都市計画法 〈記載ページ：P 2－2他〉

昭和43年6月15日制定（平成20年5月23日最終改正）。都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発

展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

都市緑地法 〈記載ページ：P 2 - 2〉

昭和48年9月1日に制定（平成16年改正）され、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図る法律。

【ナ】

長野県景観育成計画 〈記載ページ：P 2 - 2 他〉

長野県で平成18年4月1日に発効された。長野県内の景観育成の目標を定め、これに基づき景観育成について、県、市町村、県民、土地所有者、事業者等の役割を明らかとし、景観育成に関する施策の基本となる事項を定めている。

長野県景観条例 〈記載ページ：P 1 - 1 0 他〉

景観法に基づき、景観計画の策定、行為の規制、景観重要建造物等の指定等に関し必要な事項を定めることにより、地域の特性を生かした景観の育成を図り、県民の生活の向上に資することを目的としている。特に長野県の代表的な景観地域を「景観育成重点地域」、また地域の特性に応じた景観の育成を特に推進すべき地域を「景観育成特定地区」に指定している。

延床面積 〈記載ページ：P 5 - 2〉

建物の各階の床面積を合計した面積のこと。各階の床面積とは外壁または柱の中心線で囲まれた面積のことで、吹抜け部のように床がない部分やピロティ（一階部の駐車場等）、ベランダ等の壁で囲われていない部分は含まない。

【ハ】

パラペット 〈記載ページ：P 4 - 3〉

陸屋根（勾配のない平らな屋根）の周囲の立ち上がった部分で、雨水が外壁に流れ落ちることを防ぐ。道路拡幅等により軒を切られた箇所に取り付ける場合もある。

文化財保護法 〈記載ページ：P 2 - 2 他〉

昭和25年5月30日に制定され、有形、無形の文化財を分類し、その重要性を考慮して、国の場合は文部科学大臣または文化庁長官、都道府県の場合は都道府県知事、市町村の場合は市町村長による指定、選択、選定、認定あるいは登録により、文化財の保護することを目的としている。

小諸市内では国の重要文化財として「釈尊寺観音堂宮殿」、「旧小諸本陣」、「小諸城大手門」、「小諸城三之門」が指定されている。

風致地区 〈記載ページ：P 4 - 1 0〉

都市計画法により、都市内外の自然美を維持保存するためにつくられた制度。市町村により指定され、指定された区域では建築物の建築や樹木の伐採等に制限が加えられる。

ベンガラ（弁柄） 〈記載ページ：P 5 - 8 他〉

赤色顔料の一つ。セメントやプラスチック、ゴムの着色、塗料・インク・絵具等に用いられるほか、

伝統的民家建築の木材に塗られているものを目に見ることができる。

北国街道 〈記載ページ：P 1 - 1 他〉

江戸幕府によって整備された脇街道。正しくは北国脇往還という。軽井沢の追分で中山道と分かれ、善光寺を経て直江津で北陸道に合流する。善光寺への参拝のために整備され、佐渡の金を江戸に運ぶ道として東海道等の五街道に次ぐ重要な役割を果たした。

【マ】

万葉集 〈記載ページ：P 3 - 4〉

7世紀後半から8世紀後半頃にかけて編まれた、日本に現存する最古の歌集で、天皇、貴族から下級官人、防人など様々な身分の人間が詠んだ歌を4500首以上も集めたもの。

「信濃なる、千曲の川の、さざれ石（し）も、君し踏みてば、玉と拾はむ」

万葉集 第14巻より

マンセル値 〈記載ページ：P 5 - 8〉

マンセル表色系とは、日本工業規格（JIS）のZ 8721に定める色の表示方法。
（詳細は資料編参照）

【ラ】

ランドスケープ 〈記載ページ：P 6 - 1〉

「景観」・「造園」の意味。人工環境と自然環境の調和を目指した外部空間の総合的な構成を指す言葉。

ランドマーク 〈記載ページ：P 5 - 5 他〉

ある地域の目印となる象徴的な景観要素。由緒のある建物、塔、坂、山などがランドマークになることが多い。小諸市内では高台にある小諸高原美術館等が挙げられる。

ルーバー 〈記載ページ：P 5 - 6 他〉

窓や室外機を、幅の狭い板を何枚か縦に一定の間隔、角度で取り付けて囲ったもの。羽板の向きを調節して雨や日光、人目をさえぎる。

【ワ】

ワークショップ 〈記載ページ：P 4 - 10〉

本来は、「作業場」や「工房」を意味する語である。日本においては住民が中心になって地域の課題を解決しようとする場合に、ワークショップの手法がよく用いられる。まちづくりにおいて、地域にかかわるさまざまな立場の人々が自ら参加して、地域社会の課題を解決するための改善計画を立てたり、進めていく共同作業とその総称として近年用いられていった。公園づくりや道づくり、公共施設の計画、市町村の都市マスタープランの策定など多岐にわたる。住民参加型の活動形態の一つとして位置づけられる。

7. 景観計画の策定体制と主な経過

策定体制

小諸市景観計画策定委員会

分野	氏名	所属等	備考
識見を有する者	出澤 潔	社団法人長野県建築士会名誉会長	会長
識見を有する者	小山 邦武	観光カリスマ 元飯山市長	
識見を有する者	高木 亨	財団法人地域開発研究所客員研究員 立正大学・高崎経済大学講師 NPO法人小諸町並み研究会	
関係団体代表	市村 憲一	NPO法人浅間山麓国際自然学校 浅間ロングトレイル製作委員会事務局	副会長
関係団体代表	黒田 由美子	小諸女性みちしるべの会	
関係団体代表	高地 作治	小諸市農業委員会	
関係団体代表	佐藤 重	小諸市観光協会 NPO法人小諸町並み研究会 NPO法人こもろ情報ひろば	
関係団体代表	下平 昭夫	社団法人長野県建築士会佐久支部	
関係団体代表	田中 優治	佐久広告美術塗装事業協同組合小諸支部	
市民会議	宮本 邦彦	市民会議浅間山麓地区代表	
市民会議	徳田 香	市民会議市街地地区代表	
市民会議	小林 邦夫	市民会議小諸市南部地区代表	
関係行政機関	伊藤 勇	佐久地方事務所 建築課 課長補佐	平成20年度
関係行政機関	野口 英俊	佐久地方事務所 建築課 課長補佐	平成21年度

小諸市景観審議会

氏名	所属等	備考
出澤 潔	社団法人長野県建築士会名誉会長	会長
中村 憲次	小諸市議会	
片桐 安英	小諸市区長会	
高地 作治	小諸市農業委員会	
中嶋 忠利	小諸商工会議所	
橋詰 元良	小諸市観光協会	
下平 昭夫	社団法人長野県建築士会佐久支部	
小林 広明	佐久広告美術塗装事業協同組合小諸支部	
田村 清	小諸市造園業協会	
黒田 由美子	小諸女性みちしるべの会	副会長
宮本 邦彦	公募市民	
徳田 香	公募市民	
野口 英俊	佐久地方事務所 建築課 課長補佐	

(平成23年3月現在)

策定の主な経過

平成20年度	事業等	内容
7. 17～ 8. 22	景観アンケート実施 全戸配布	
8. 1	広報8月号掲載	景観行政団体を目指しています
10. 6	第1回小諸市景観計画策定委員会	
11. 29	小諸の景観を考える市民会議 第1回	ミニ講演・景観資源の抽出
12. 1	広報12月号掲載	計画を策定しています
12. 13	小諸の景観を考える市民会議 第2回	景観資源の現地確認
1. 17	小諸の景観を考える市民会議 第3回	意見交換・グループ発表
2. 19	第2回小諸市景観計画策定委員会	

平成21年度	事業等	内容
5. 21	第3回小諸市景観計画策定委員会	
8. 28	第4回小諸市景観計画策定委員会	
10. 21	第5回小諸市景観計画策定委員会	
12. 1	広報12月号掲載	素々案への意見を募集します
12. 14～ 1. 22	計画・条例（素々案）について市民意見募集	
12. 24	小諸市景観美化推進協議会	素々案概要について意見交換
2. 16	第6回小諸市景観計画策定委員会	
3. 1	計画・条例（素々案）市民意見募集結果の公表	
3. 1	隣組回覧	講演会PR・取組の説明
3. 13	平成21年度小諸市景観講演会	素案概要の説明

平成22年度	事業等	内容
6. 1	県知事あて景観行政団体協議書提出	
6. 22	小諸市景観条例議会可決	
6. 24	景観行政団体移行の同意書受領	
7. 20	景観行政団体へ移行する旨の告示	
8. 26	第61回小諸市都市計画審議会	計画素案概要について報告
9. 1	小諸市が景観行政団体となる	
9. 1	小諸市景観条例一部施行	
9. 1	広報9月号掲載	景観行政団体になります
11. 18	第1回小諸市景観審議会	
12. 10	第62回小諸市都市計画審議会	
2. 1	小諸市景観計画告示	
2. 10	全戸配布	条例全面施行・計画発効等について
3. 5	平成22年度小諸市景観講演会	景観計画説明

平成23年度	事業等	内容
4. 1	小諸市景観条例全面施行・小諸市景観計画発効	